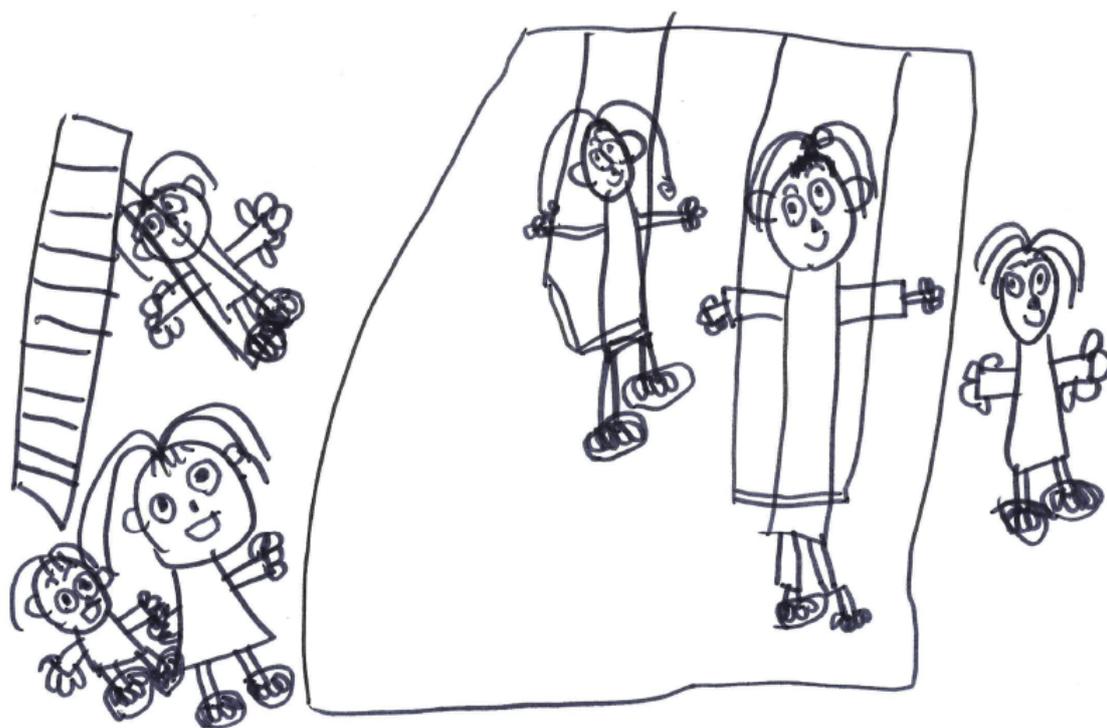

第2期
佐川町子ども・子育て支援事業計画



作：佐川町立永野保育所「はとぐみ」一同

令和2年3月

佐川町

はじめに

子どもたちは地域にとってかけがえのない大切な存在であり、未来を担う子どもたちが、保護者や家族の愛情、地域からの見守りや支えあいの中で、笑顔いっぱいにつくことはチームさかわ全員の願いです。

しかし、核家族化や保護者の就労形態の多様化により、「子育て」が「孤育て」となりがちの中で、子どもを産み育てることの不安感を十分に解消できるまでには至っていない現状があります。

佐川町においては「(第1期) 子ども・子育て支援事業計画」に沿って、少しでも保護者の育児不安が解消できるよう様々な子育て支援策に取り組んでまいりましたが、まだまだ住民の皆さんに浸透できていないことが課題となっています。もう一度事業全体を見直し、点でしかない各事業を一本の線として妊娠期から子育て期につながる切れ目がない子育て支援を実施していくため、また、子育て世帯を取り巻く環境の変化や、幼児期の教育・保育等の様々なニーズを踏まえ、地域で安心して子どもを産み育てる環境の整備を目指し、次期計画となる「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

町じゅうに子どもの笑顔があふれ、次世代の人たちが佐川町に住んでよかった。佐川町で子育てをして良かった。とっていただけるよう、家庭・地域・学校・保育・行政が手をつなぎ、みんなで子育てを支えてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に心より厚くお礼申し上げます。



令和2年3月
佐川町長 堀見 和道

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画期間	2
3 計画の対象	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の策定方法	4

第2章 子ども・子育て世帯を取り巻く現状と課題

1 人口等の状況	5
2 社会的支援が必要な子どもの状況	10
3 本町の保育園（所）について	12
4 本町の小学校・中学校について	13
5 子ども・子育てに関するアンケート調査結果	14
6 佐川町の子ども・子育てに関する課題	41

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	42
2 基本目標	42
3 重点施策	44
4 施策体系図	45

第4章 各施策の評価と今後の方向性

1 子育て支援サービスの拡充	46
2 保育サービスの充実	49
3 児童の健全育成の取り組み推進	51
4 母子保健・医療体制	53
5 子どもの教育環境	62
6 子育てを支援する生活環境	65
7 家庭生活と職業生活の両立	67
8 子どもの安全の確保	68
9 援助の必要な家庭への支援	70
10 地域と三世代で支える子育て支援	73
11 子どもの貧困対策の推進	74

第5章 子ども・子育て支援事業計画 75 |

1 将来推計児童数	75
2 教育・保育提供区域	76
3 教育・保育事業の推進	78
4 地域子ども・子育て支援事業の推進	81
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	94
6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保	96
7 保・小・中・高の連携による継続性のある教育の推進	97
8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について	98

第6章 計画の推進

1 計画の周知	99
2 関係機関との連携・協働	99
3 計画の進行管理	99

資料編

1 佐川町子ども・子育て会議設置条例	100
2 佐川町子ども・子育て会議委員名簿	101



第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子育て世代を取り巻く環境の変化によって、子育て世代に子育ての負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められています。

国においては、平成15年に制定された次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進め、社会情勢の変化を受け、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などを盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本町では、平成17年3月に「佐川町次世代育成支援行動計画」、平成22年3月に後期計画を策定し、さらに「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、『未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ』を基本理念とする、「(第1期)佐川町子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、様々な子育て支援の取り組みを行ってきました。

その後も全国的に少子化が進む中、国においては待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しや幼児教育・保育の無償化等、子育て支援対策を加速化しており、県、市町村、地域社会が一体となって更なる子育て支援に取り組むことが求められています。

さらに、子どもの貧困対策について、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村において子どもの貧困対策計画策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

こうした流れを踏まえ、現計画が終期を迎えることを機に、将来の佐川町を担ってくれる子どもたちを一丸となり育み、明るい未来のひらける幸せなまちづくりを目指し、これまで取り組んできた施策を引き継ぐとともに、さらに推進・発展させるため「第2期佐川町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



2 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、情勢の変化等を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
第1期計画									
		中間見直し		改定	第2期計画				
									改定

3 計画の対象

この計画は、佐川町に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政等の個人及び団体を対象とし、今後取り組むべき子育て支援策や目標を示したものです。

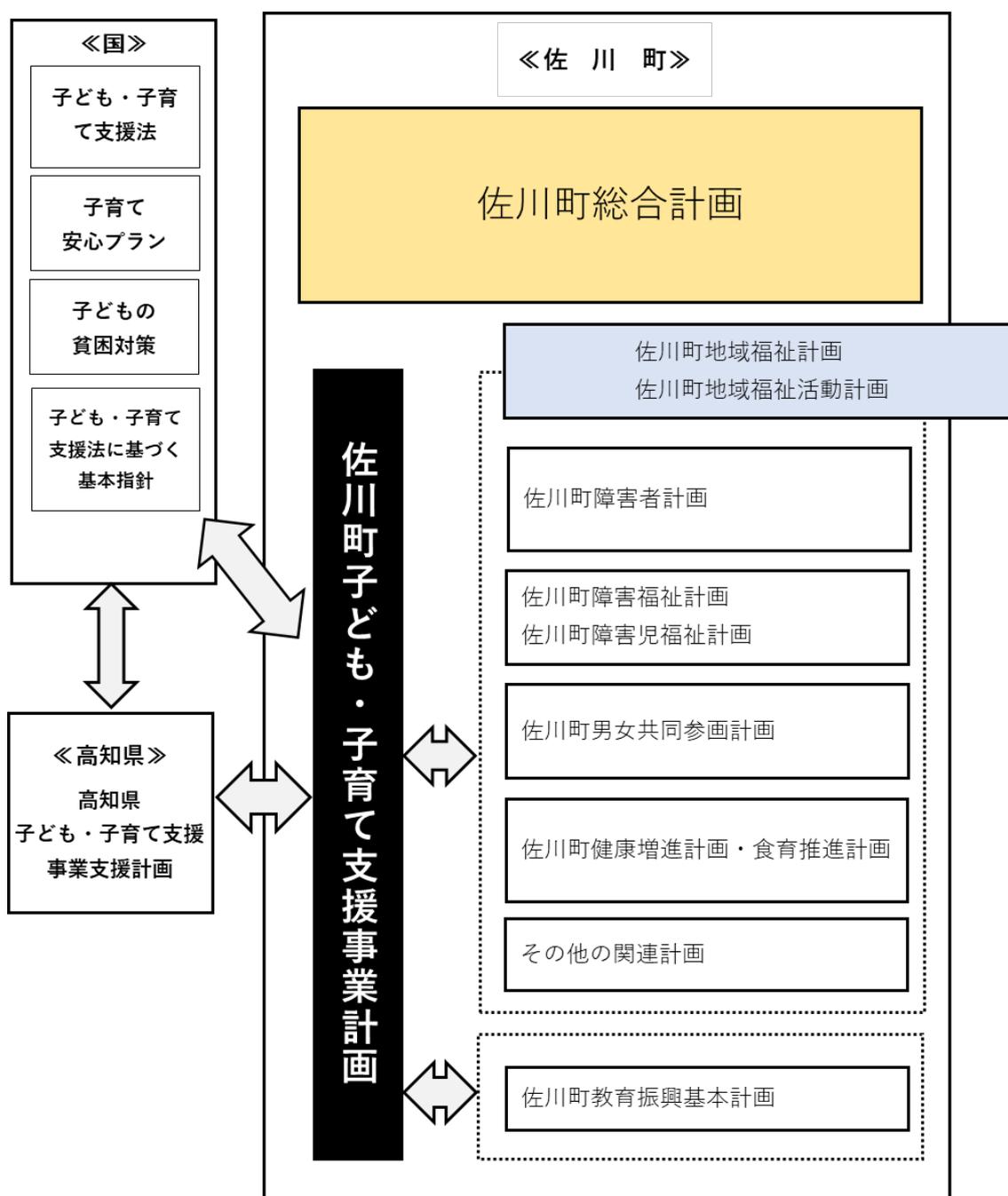
また、これまでの佐川町の子育て支援施策事業の継続性を保ち、各分野の取り組みを総合的・一体的に進めるために、各種計画と整合性を持ったものとして策定しています。

4 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

なお、本計画は「佐川町総合計画」を上位計画とし、「佐川町地域福祉計画」等の関連計画における施策との調和を図りながら推進するものです。

また、令和元年には「子どもの貧困対策推進法」が改正され、子ども貧困対策の一層の推進を図るため、子どもの貧困対策計画を策定することが市町村の努力義務とされました。本計画を子どもの貧困対策計画と位置付け、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。



5 計画の策定方法

(1) 佐川町子ども・子育て会議の設置

計画策定においては、幅広い関係者の参画により、子どもの保護者、学職経験者、保育園(所)、学校、地域福祉関係者、その他関係機関の代表者などで構成する「佐川町子ども・子育て会議」を設置し、各種団体や町民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本町における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、0歳～小学校4年生のお子さんの保護者の方を対象に、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

調査対象	平成 30 年9月1日現在に佐川町に在住する、就学前児童(0～5歳)及び小学校1年生から4年生の保護者
調査方法	就学前児童用と小学生用の2種類の調査票を作成し、就学前児童については保育園(所)及び幼稚園を通じて配布・回収(一部郵送による配布、回収有り)、小学生については学校を通じて配布・回収
調査期間	平成 30 年 11 月 28 日～平成 30 年 12 月 14 日

調査対象	標本数 (発送数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	380	300	78.9%
小学生の保護者	334	256	76.6%

(3) 子育て支援に関するヒアリング調査、専門職アンケート調査の実施

アンケート調査では把握が困難な個々のニーズ把握及び保育機関の職員等のニーズを把握するため、ヒアリング調査及び専門職アンケートを実施しました。

調査対象	佐川わくわくクラブ及び保育機関等の職員
調査方法	佐川わくわくクラブ用と専門職用との2種類の調査票を作成し、配布・回収
調査期間	平成 31 年 3 月 11 日～平成 31 年 3 月 22 日

調査対象	有効回収数
佐川わくわくクラブ	13
専門職調査	97

第2章 子ども・子育て世帯を取り巻く現状と課題

1 人口等の状況

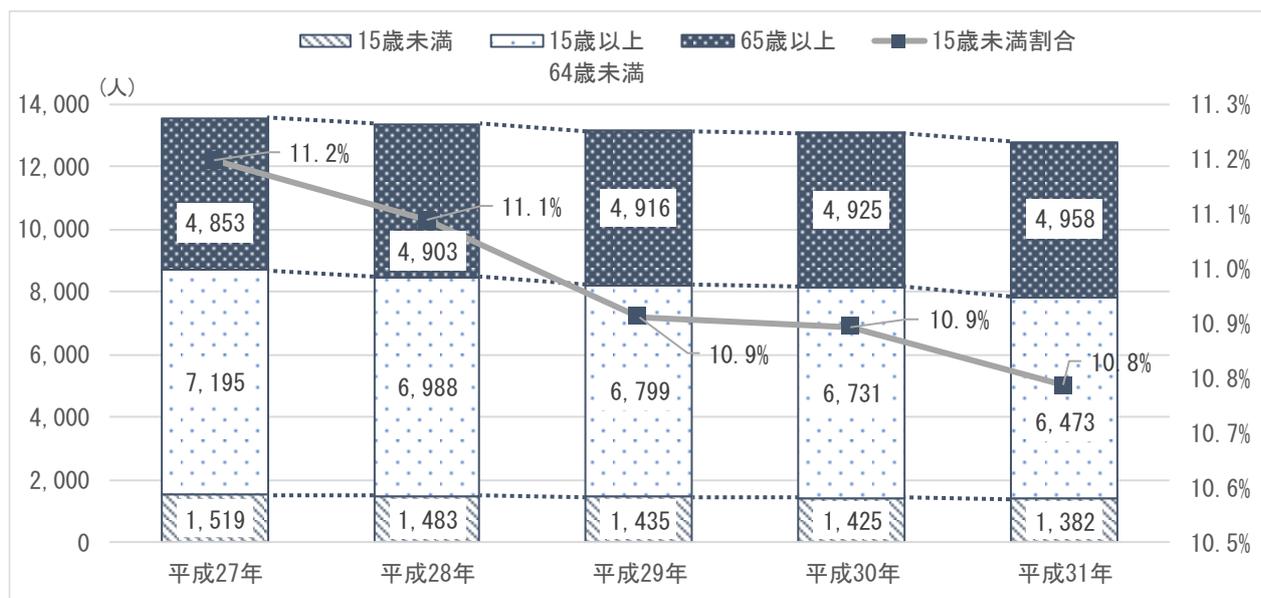
(1)人口の推移

本町の人口は、平成27年以降、減少傾向で推移しています。

年齢別にみると、65歳以上は一貫して増加しているのに対し、0～14歳及び15～64歳人口は減少しており、平成31年4月1日現在の15歳未満は1,382人となり、人口全体に占める割合は10.8%まで低下しています。

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	(人)	13,567	13,374	13,150	13,081	12,813
15歳未満	(人)	1,519	1,483	1,435	1,425	1,382
	(%)	11.2%	11.1%	10.9%	10.9%	10.8%
15歳以上 64歳未満	(人)	7,195	6,988	6,799	6,731	6,473
	(%)	53.0%	52.3%	51.7%	51.5%	50.5%
65歳以上	(人)	4,853	4,903	4,916	4,925	4,958
	(%)	35.8%	36.7%	37.4%	37.7%	38.7%

出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)

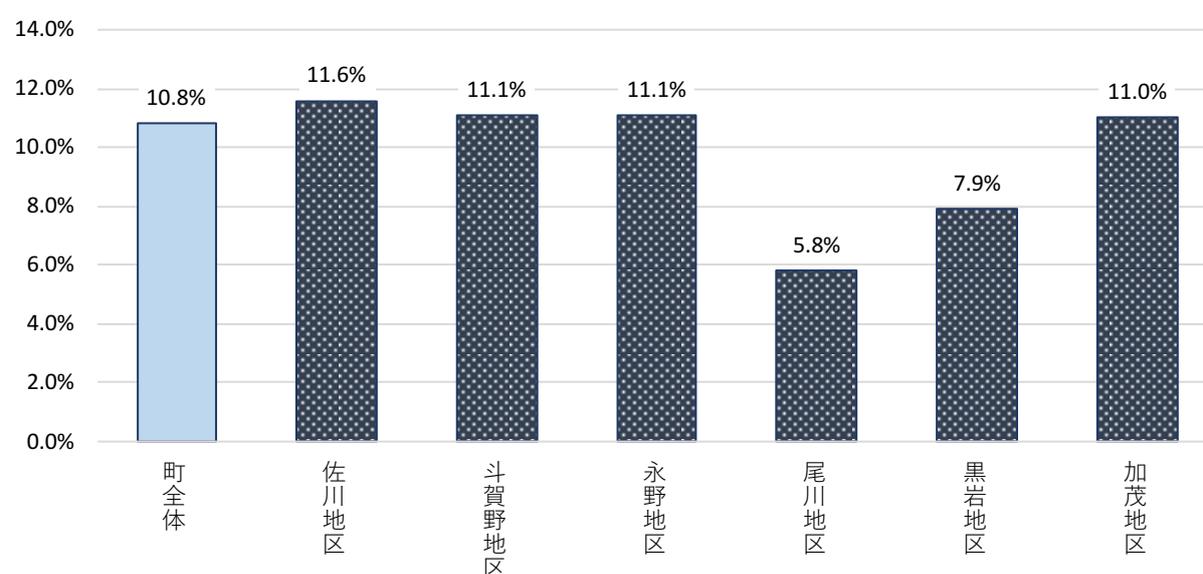


(2) 地区別人口の推移

いずれの地区においても、総人口は減少傾向となり少子高齢化の進行が見られます。

区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
佐川地区	総人口	7,093	6,999	6,879	6,854	6,964
	15 歳未満	864	841	814	813	809
	15～65 歳未満	3,831	3,732	3,646	3,614	3,610
	65 歳以上	2,398	2,426	2,419	2,427	2,545
斗賀野地区	総人口	2,129	2,124	2,099	2,105	2,079
	15 歳未満	240	237	225	244	230
	15～65 歳未満	1,137	1,120	1,099	1,074	1,079
	65 歳以上	752	767	775	787	770
永野地区	総人口	1,005	976	947	953	923
	15 歳未満	115	106	107	102	102
	15～65 歳未満	555	534	501	500	469
	65 歳以上	335	336	339	351	352
尾川地区	総人口	840	807	800	798	759
	15 歳未満	67	56	59	56	44
	15～65 歳未満	387	362	355	354	328
	65 歳以上	386	389	386	388	387
黒岩地区	総人口	1,202	1,174	1,135	1,103	1,061
	15 歳未満	105	101	91	88	84
	15～65 歳未満	571	552	532	509	478
	65 歳以上	526	521	512	506	499
加茂地区	総人口	1,026	1,043	1,040	1,032	1,027
	15 歳未満	107	123	119	118	113
	15～65 歳未満	560	545	530	529	509
	65 歳以上	359	375	391	385	405

地区別 15歳未満割合（平成31年4月1日現在）



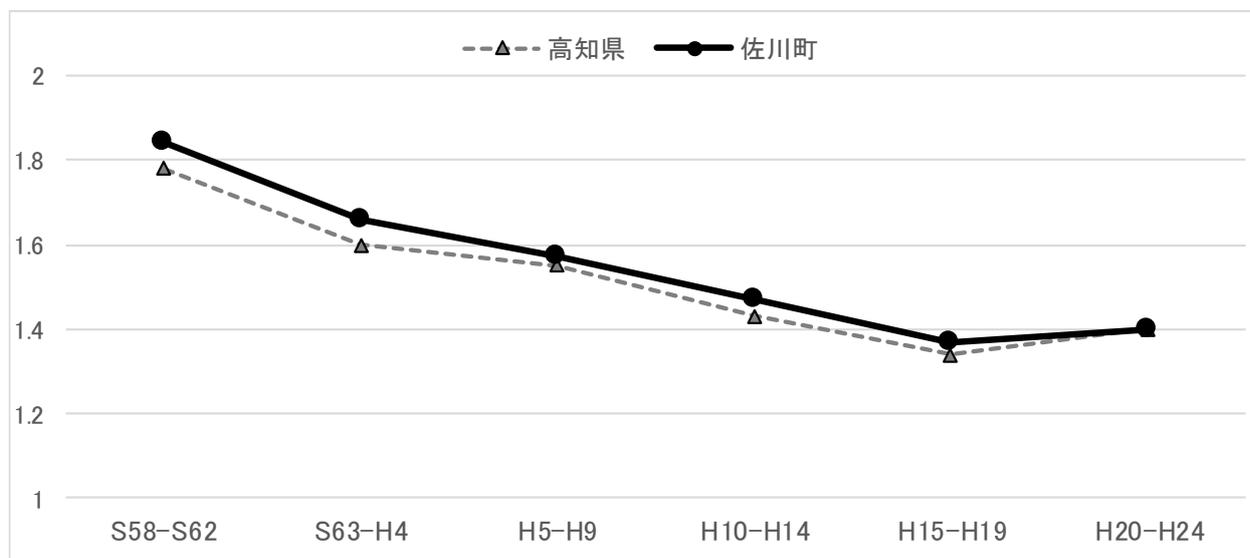
(3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均となっています。

本町では減少傾向で推移しており、平成20～24年で1.40と高知県平均と同値となっています。

	S58-S62	S63-H4	H5-H9	H10-H14	H15-H19	H20-H24
高知県	1.78	1.60	1.55	1.43	1.34	1.40
佐川町	1.84	1.66	1.57	1.47	1.37	1.40

出典：厚生労働省(人口動態統計特殊報告)



(4) 未婚率

未婚率をみると、女性より男性が高い傾向にあり、平成22年と比較し40～44歳の未婚率が上昇しています。

佐川町	男性		女性	
	平成22年	平成27年	平成22年	平成27年
20～24歳	93.8	93.3	87.6	89.5
25～29歳	69.2	74.2	53.6	62.3
30～34歳	48.7	44.4	34.9	37.3
35～39歳	33.3	38.5	22.6	23.8
40～44歳	26.9	29.9	14.5	19.7
45～49歳	25.9	24.4	11.1	12.4

出典：国勢調査

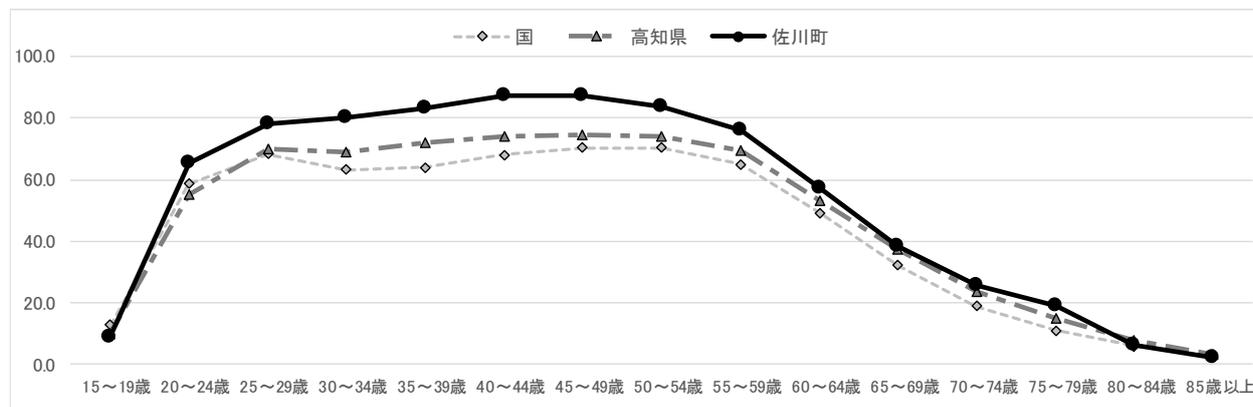
(5) 女性の就業率

平成 22 年と比較し、女性の就業率は増加傾向となっています。

また、国及び高知県と比較し、本町における女性の就業率は高くなっています。

	国	高知県		佐川町	
	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 22 年	平成 27 年
15～19 歳	12.9	10.5	9.7	15.5	8.6
20～24 歳	58.6	55.6	55.3	64.3	65.2
25～29 歳	68.2	66.6	69.8	68.5	78.0
30～34 歳	63.3	67.5	68.9	79.2	80.3
35～39 歳	64.1	69.2	71.8	76.9	83.4
40～44 歳	67.9	72.0	74.1	81.9	87.1
45～49 歳	70.3	75.0	74.5	83.2	87.4
50～54 歳	70.3	73.4	74.2	78.0	83.7
55～59 歳	65.0	64.5	69.6	68.4	76.0
60～64 歳	49.1	47.6	53.1	46.7	57.2
65～69 歳	32.1	31.1	37.4	30.3	38.6
70～74 歳	18.9	20.5	23.6	21.3	25.6
75～79 歳	10.9	12.9	14.8	10.9	18.8
80～84 歳	5.9	7.5	8.0	4.2	6.3
85 歳以上	2.4	2.8	3.1	1.3	2.2

出典：国勢調査



(6)生活保護の状況

生活保護の状況をみると、被保護世帯数は平成 29 年度に減少し、その後横ばいで推移しています。平成 31 年3月 31 日で 173 世帯、217 人となっています。

区分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
被保護世帯数	190	191	184	171	173
被保護者数	257	255	240	219	217

出典:健康福祉課(各年 3 月末日現在)

(7)生活困窮者の状況

制度の狭間の問題などを抱えた生活困窮者に対し、自立に向けた伴走的な支援が可能となるとともに、地域福祉活動の基盤を活かした地域における生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進に取り組んでいます。

新規相談受付件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

対応		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新規相談受付件数	(件)	34	35	24
他制度・機関につなぐ	(件)	20	16	20
情報提供や相談のみ	(件)	8	2	0
プラン作成	(件)	6	17	4
就労支援対象者数	(人)	10	15	4

出典:健康福祉課(各年 11 月末日現在)

2 社会的支援が必要な子どもの状況

(1) 障害児保育の状況

障害児保育の状況をみると、保育園(所)、幼稚園ともに減少傾向で推移しています。

■ 保育園(所)における障害児保育の実施状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
在園者数(全体)	439	436	436	445	431
特児のみ	9	11	12	13	9
個別支援の必要な児童 (特児除く)	14	20	8	6	4

(各年 3 月末現在)

■ 幼稚園における障害のある子どもの在園者数

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
在園児童数	24(0)	13(0)	8(0)	5(0)	1(0)

※在園児童数:越知町の幼稚園へ通園している佐川町在住の方のみ

※()ない、障害のある子どもの人数

(2) 障害のある子どもの就学状況

障害のある子どもの就学状況をみると、中学校の生徒数が増加傾向となっています。

■ 特別支援学級の学級数と児童・生徒数の推移

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
小学校	学級数	9	8	12	13	10
	児童数	21	23	31	33	31
中学校	学級数	3	5	4	4	5
	生徒数	7	10	12	13	16

(各年 5 月 1 日現在)

■ 特別支援学校高等部の在籍者数の状況

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
1年生	3	4	5	5	3
2年生	2	3	4	3	5
3年生	4	2	2	3	3
計	9	9	11	11	11

(各年 5 月 1 日現在)

(3) 虐待の状況

平成 30 年度における虐待の状況は、身体的虐待 3 件、ネグレクト 8 件、心理的虐待 5 件となっています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体的虐待	2	4	4	4	3
ネグレクト	8	8	16	11	8
性的虐待	0	0	0	0	0
心理的虐待	0	0	6	8	5
総数	10	12	26	23	16

(各年 3 月末日現在)

(4) 外国人人口の状況

平成 31 年における 15 歳未満の外国人人口は 1 人となっています。

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
外国人人口	(人)	34	28	35	47	54
15 歳未満	(人)	1	0	0	3	1
15～65 歳未満	(人)	32	27	34	42	51
65 歳以上	(人)	1	1	1	2	2

(各年 4 月 1 日現在)

3 本町の保育園（所）について

令和元年度において保育園（所）へ入所できる場合は、児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する場合であって、かつ同居の親族その他の者がその児童を保育することができないと認められた場合です。

- ・就労(フルタイムのほか、【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】)
- ・妊娠、出産
- ・保護者の疾病、障害
- ・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・災害復旧
 - 【求職活動(起業準備を含む)】
 - 【就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)】
 - 【虐待やDVのおそれがあること】
 - 【育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること】
- ・その他町長が上記の事由に類すると認める状態にあること。

	保育園(所)名	住所	電話番号	利用定員
1	佐川町立 黒岩中央保育所	佐川町黒原 2242 番地 1	0889-22-9220	58 名
2	佐川町立 永野保育所	佐川町永野 1721 番地	0889-22-2125	45 名
3	社会福祉法人 笑育会 佐川町若草保育園	佐川町乙 1759 番地	0889-22-9294	90 名
4	社会福祉法人 花園保育園	佐川町甲 1462 番地 4	0889-22-0075	90 名
5	社会福祉法人佐川町児童福祉協会 斗賀野中央保育園	佐川町東組 1245 番地 1	0889-22-1205	90 名
6	社会福祉法人佐川町児童福祉協会 尾川中央保育園	佐川町本郷耕 2043 番地	0889-22-2732	40 名
7	社会福祉法人おひさま 海津見保育園	佐川町加茂 673 番地 1	0889-22-7062	60 名

4 本町の小学校・中学校について

本町では、佐川町立小・中学校に通学する場合は、下表のとおり通学区域を設定しています。通学区域とは、住民基本台帳に記載されている行政区域(自治会名)のことで、本人及び保護者の意志に関わらず就学する学校が決定されます。

なお、本町では保育園・保育所の時は、広域入所が可能であり、希望する保育園・保育所に入園・入所する事ができますが、小学校に入学する際には、通学区域一覧により入学すべき学校が決められています。(就学希望校の通学区域内に、子どもの住民票だけ異動させても、通学区域の変更は認められません)

佐川町立小学校通学区域一覧表

佐川小学校	上郷・上郷町営住宅・上郷県営住宅・東元町・紫円・東町3区・東町4区上・東町4区下・東町5区・東町6区・春日・上町7区・西町8区・西町9区上・西町9区下・松崎・中本町・中本町町営住宅・室原・岡崎・柏原・桂・虎杖野・中組・島の土居・富士見町・富士見町町営住宅・三野・伏尾団地・青去・荷稻・下山・馬の原・市の瀬・立野・柳瀬・九反田・川内ヶ谷下・九反田警察官舎・電力所・川内ヶ谷上・中山
斗賀野小学校	川ノ内・山瀬・西山組・岩井口・塚谷・下伏尾・上伏尾・二ノ部・二ノ部丁・駅前丁・芝ノ坊・角口・畜産試験場・狩場・野添・薄木・入寺山・大平・上美都岐・西下美都岐・東下美都岐・襟野々・川原田・兔田・砂止・埴生ノ川・楠谷・中谷・南谷・鉢ヶ森・鉢ヶ森西・梅ノ木・山崎・囃田・古用地・花ノ木団地・鳥の巣 ※舟床は、須崎市立吾桑小学校に通学することも可能です
尾川小学校	高平・下郷・西山耕・中村・山田・堂野々・松ノ木・古畑・峰
黒岩小学校	四ツ白・二ツ野・中野・瑞応・庄田・上黒原・源重・薬師堂・原・岬・寺野・場所ヶ内・台住・平野・大田川

※加茂地区(長竹・竹ノ倉・横山・本村西・本村東・弘岡)については、日高村・佐川町学校組合立加茂小学校へ入学することになります。

佐川町立中学校通学区域一覧表

佐川中学校	上郷・上郷町営住宅・上郷県営住宅・東元町・紫円・東町3区・東町4区上・東町4区下・東町5区・東町6区・春日・上町7区・西町8区・西町9区上・西町9区下・松崎・中本町・中本町町営住宅・室原・岡崎・柏原・桂・虎杖野・中組・島の土居・富士見町・富士見町町営住宅・三野・伏尾団地・青去・荷稻・下山・馬の原・市の瀬・立野・柳瀬・九反田・川内ヶ谷下・九反田警察官舎・電力所・川内ヶ谷上・中山・川ノ内・山瀬・西山組・岩井口・塚谷・下伏尾・上伏尾・二ノ部・二ノ部丁・駅前丁・芝ノ坊・角口・畜産試験場・狩場・野添・薄木・入寺山・大平・上美都岐・西下美都岐・東下美都岐・襟野々・川原田・兔田・砂止・埴生ノ川・楠谷・中谷・南谷・鉢ヶ森・鉢ヶ森西・梅ノ木・山崎・囃田・古用地・花ノ木団地・鳥の巣 四ツ白・二ツ野・中野・瑞応・庄田・上黒原・源重・薬師堂・原・岬・寺野・場所ヶ内・台住・平野・大田川 ※舟床は、須崎市立朝ヶ丘中学校に通学することも可能です
尾川中学校	高平・下郷・西山耕・中村・山田・堂野々・松ノ木・古畑・峰

※加茂地区(長竹・竹ノ倉・横山・本村西・本村東・弘岡)については、日高村・佐川町学校組合立加茂中学校へ入学することになります。

5 子ども・子育てに関するアンケート調査結果

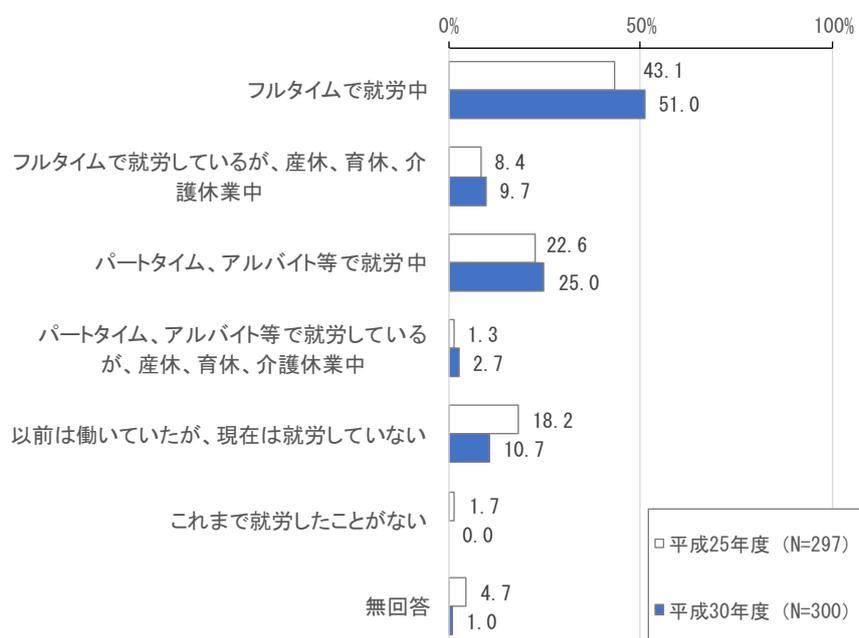
(1) 就学前児童用調査結果

① 母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイムで就労中」が 51.0%で割合が最も高く、次いで「パートタイム・アルバイト等で就労中」が 25.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 10.7%となっている。

平成 25 年度に実施した前回調査と比較すると、「フルタイムで就労中」が 7.9%、「パートタイム、アルバイト等で就労中」が 2.4%増加していることから、母親の就労状況の変化が見受けられます。

【図 母親の就労状況】



【表 年齢別母親の就労状況】

	合計	フルタイムで就労中	フルタイムで就労しているが、産休、育休、介護休業中	パートタイム、アルバイト等で就労中	パートタイム、アルバイト等で就労しているが、産休、育休、介護休業中	以前は働いていたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
全体	300	153	29	75	8	32	0	3
	100.0	51.0	9.7	25.0	2.7	10.7	0.0	1.0
0歳児	41	12	8	6	1	14	0	0
	100.0	29.3	19.5	14.6	2.4	34.1	0.0	0.0
1歳児	29	16	4	5	1	3	0	0
	100.0	55.2	13.8	17.2	3.4	10.3	0.0	0.0
2歳児	36	18	5	8	3	1	0	1
	100.0	50.0	13.9	22.2	8.3	2.8	0.0	2.8
3歳児	53	27	5	14	2	4	0	1
	100.0	50.9	9.4	26.4	3.8	7.5	0.0	1.9
4歳児	71	41	6	17	1	5	0	1
	100.0	57.7	8.5	23.9	1.4	7.0	0.0	1.4
5歳児	64	35	1	23	0	5	0	0
	100.0	54.7	1.6	35.9	0.0	7.8	0.0	0.0

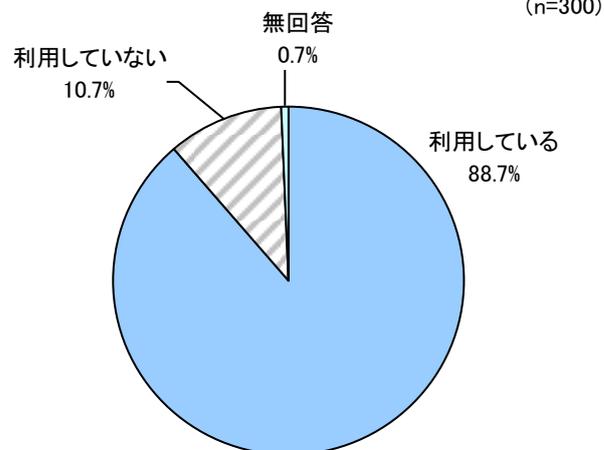
② 定期的な教育・保育事業の利用状況

「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」が88.7%で9割近くを占めており、「利用していない」は10.7%となっています。

年齢別にみると、4歳児以上は「利用している」割合が100%となっています。

母親の就労タイプ別にみると、就労していない方で「利用している」割合は50.0%となっています。

【図 定期的な教育・保育事業の利用状況】



【表 年齢別、地区別、母親の就労タイプ別 定期的な教育・保育事業の利用状況】

	合計	利用している	利用していない	無回答
全体	300	266	32	2
	100.0	88.7	10.7	0.7
0歳児	41	16	25	0
	100.0	39.0	61.0	0.0
1歳児	29	25	4	0
	100.0	86.2	13.8	0.0
2歳児	36	32	2	2
	100.0	88.9	5.6	5.6
3歳児	53	52	1	0
	100.0	98.1	1.9	0.0
4歳児	71	71	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
5歳児	64	64	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
佐川地区	184	159	23	2
	100.0	86.4	12.5	1.1
斗賀野地区	58	53	5	0
	100.0	91.4	8.6	0.0
尾川地区	12	12	0	0
	100.0	100.0	0.0	0.0
黒岩地区	21	20	1	0
	100.0	95.2	4.8	0.0
加茂地区	21	18	3	0
	100.0	85.7	14.3	0.0

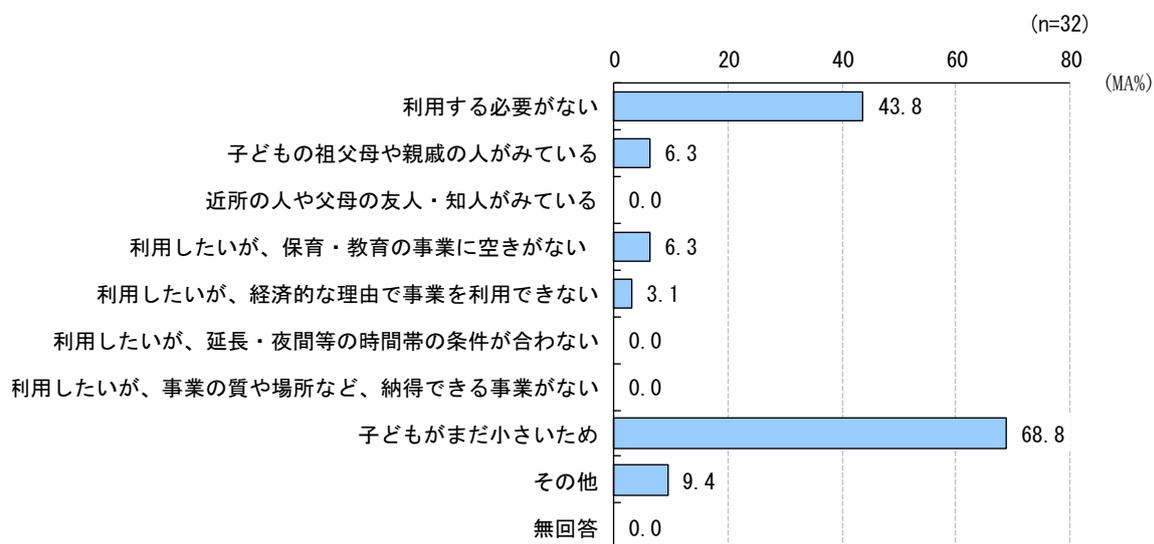
	合計	利用している	利用していない	無回答
全体	300	266	32	2
	100.0	88.7	10.7	0.7
フルタイム（休業中含む）	182	170	12	0
	100.0	93.4	6.6	0.0
パートタイム・アルバイト等（休業中含む）	83	77	4	2
	100.0	92.8	4.8	2.4
就労していない	32	16	16	0
	100.0	50.0	50.0	0.0

③ 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

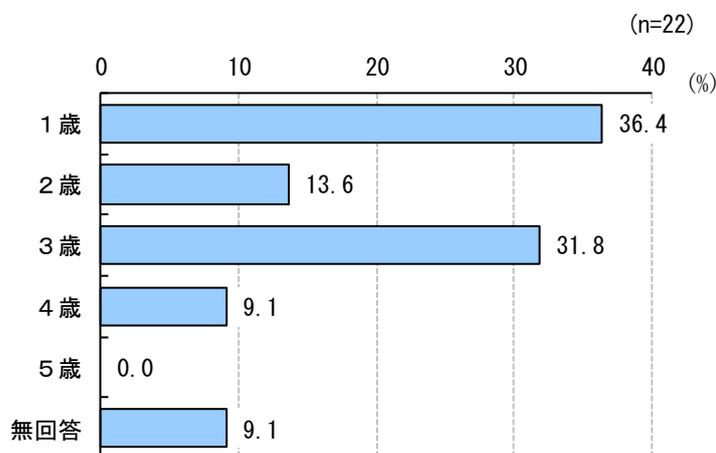
現在、教育・保育事業を利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」が 68.8%で割合が最も高く、次いで「利用する必要がない」が 43.8%となっています。

また「子どもがまだ小さいため」と回答した方に、子どもが何歳になった際に利用したいかをたずねたところ、「1歳」が 36.4%で割合が最も多く、次いで「3歳」が 31.8%となっています。

【図 教育・保育事業を利用していない理由】



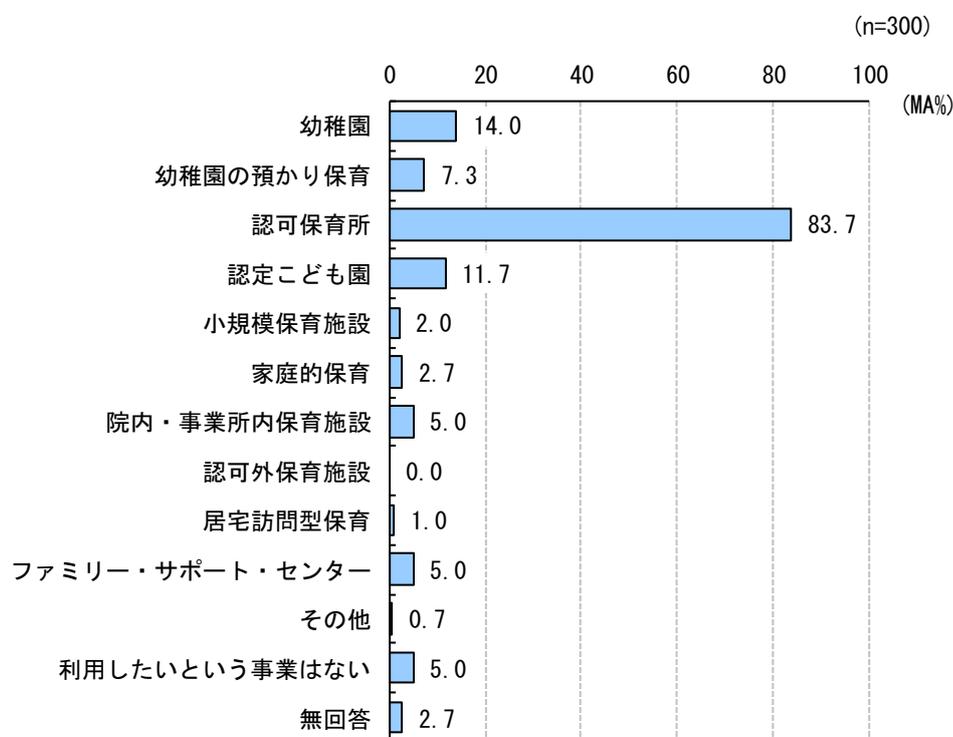
【図 利用したい子どもの年齢】



④ 利用したい平日の定期的な教育・保育事業

平日に定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所」が 83.7%で割合が最も高く、次いで「幼稚園」が 14.0%、「認定こども園」が 11.7%となっています

【図 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】



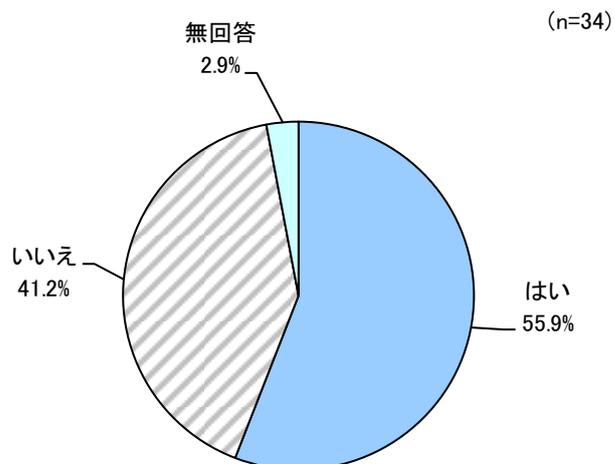
【表 母親の就労タイプ別 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】

	合計	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	家庭的保育	院内・事業所内保育施設	認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	その他	利用したいという事業はない	無回答
フルタイム（休業中含む）	182	22	12	161	19	5	7	11	0	1	6	1	9	2
	100.0	12.1	6.6	88.5	10.4	2.7	3.8	6.0	0.0	0.5	3.3	0.5	4.9	1.1
パートタイム・アルバイト等（休業中含む）	83	9	3	63	11	1	1	3	0	2	6	1	5	6
	100.0	10.8	3.6	75.9	13.3	1.2	1.2	3.6	0.0	2.4	7.2	1.2	6.0	7.2
就労していない	32	11	7	24	5	0	0	1	0	0	3	0	1	0
	100.0	34.4	21.9	75.0	15.6	0.0	0.0	3.1	0.0	0.0	9.4	0.0	3.1	0.0

⑤ 幼稚園の利用希望

【図 幼稚園の利用希望】

幼稚園の利用を強く希望するかは、「はい」が55.9%、「いいえ」が41.2%となっています。



【表 幼稚園の利用希望】

	合計	はい	いいえ	無回答
全体	34 100.0	19 55.9	14 41.2	1 2.9
0歳児	7 100.0	5 71.4	2 28.6	0 0.0
1歳児	6 100.0	5 83.3	1 16.7	0 0.0
2歳児	6 100.0	4 66.7	2 33.3	0 0.0
3歳児	5 100.0	1 20.0	4 80.0	0 0.0
4歳児	7 100.0	4 57.1	3 42.9	0 0.0
5歳児	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
フルタイム（休業中含む）	21 100.0	12 57.1	8 38.1	1 4.8
パートタイム・アルバイト等（休業中含む）	5 100.0	4 80.0	1 20.0	0 0.0
就労していない	8 100.0	3 37.5	5 62.5	0 0.0

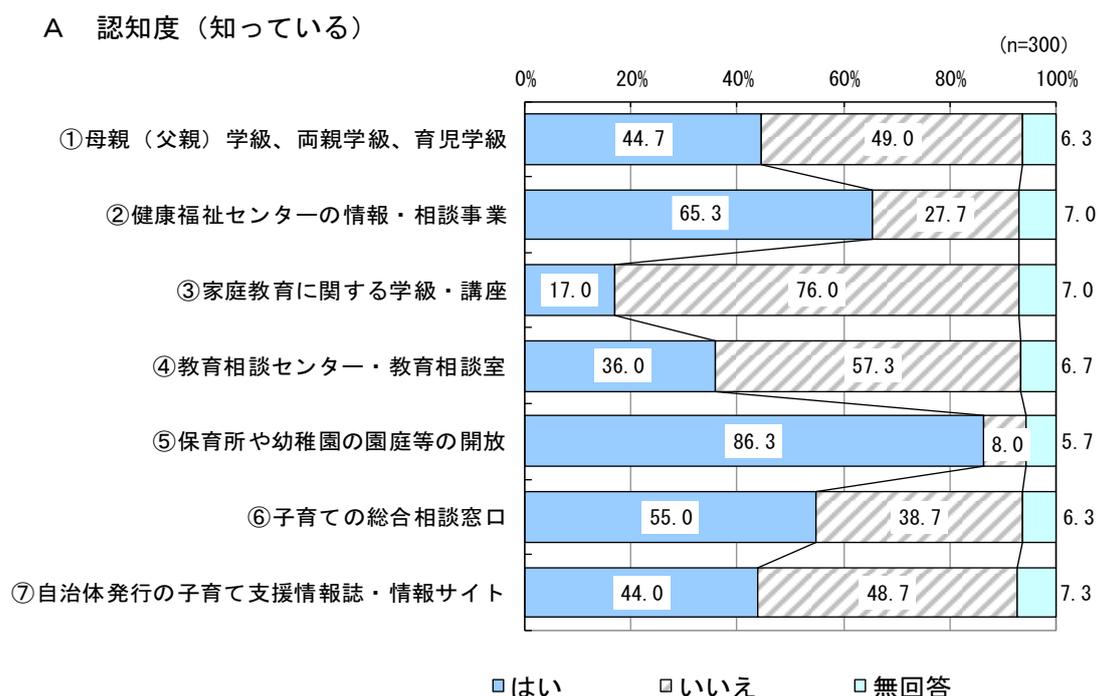
⑥ 子育て支援事業の認知度・利用経験・利用意向

地域の子育て支援事業の認知度(知っている)は、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が86.3%と割合が最も高く、次いで「②健康福祉センターの情報・相談事業」が65.3%となっています。

利用経験(利用したことがある)は、「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が47.7%と割合が最も高く、次いで「②健康福祉センターの情報・相談事業」が20.3%となっています。

利用意向(今後利用したい)は、「⑦自治体発行の子育て支援情報誌・情報サイト」が42.7%と割合が最も高く、次いで「⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放」が38.0%となっています。

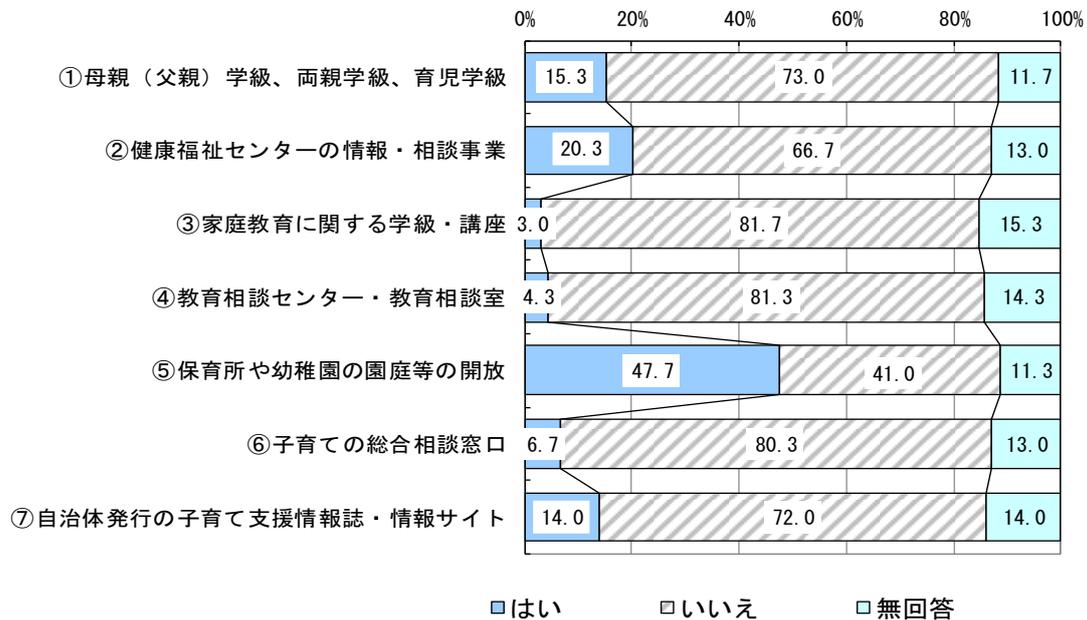
【図 各種子育て支援事業の認知度】



【図 各種子育て支援事業の利用経験】

B 利用経験（利用したことがある）

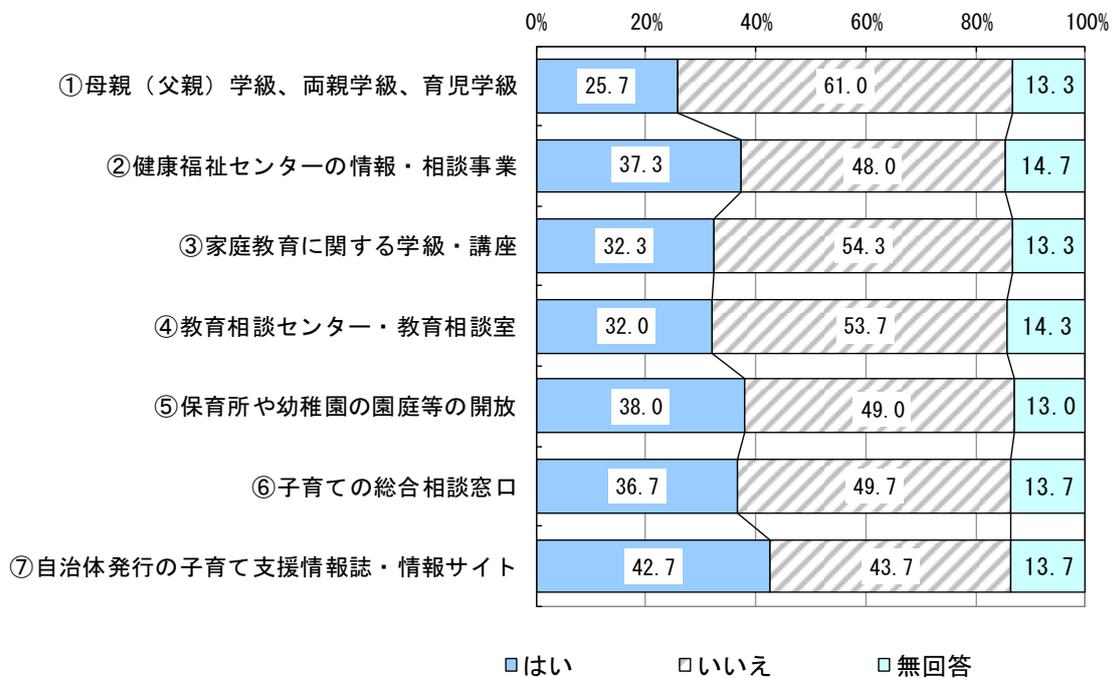
(n=300)



【図 各種子育て支援事業の利用意向】

C 利用意向（今後利用したい）

(n=300)

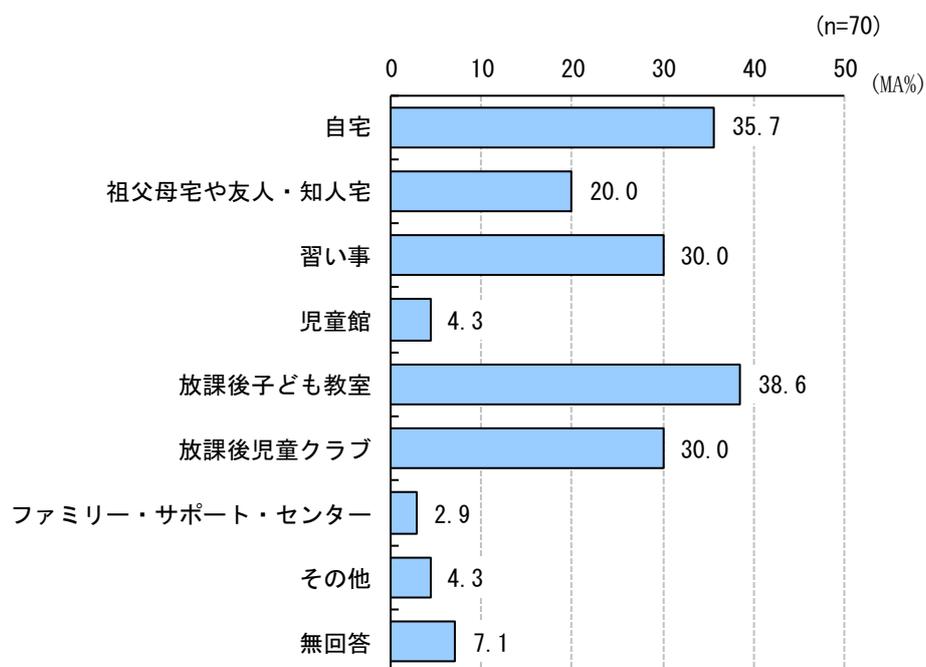


⑦ 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学校1～3年生）

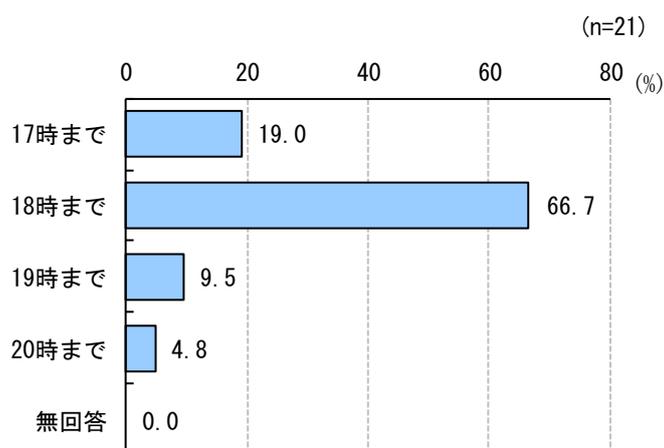
小学校1～3年生の時の放課後の過ごし方は、「放課後子ども教室」が 38.6%で割合が最も高く、次いで「自宅」が 35.7%、「放課後児童クラブ」及び「祖父母宅や友人・知人宅」が 30.0%となっています。

放課後児童クラブの希望時間帯は「18時まで」が 66.7%で割合が最も高くなっています。

【図 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学校1～3年生）】



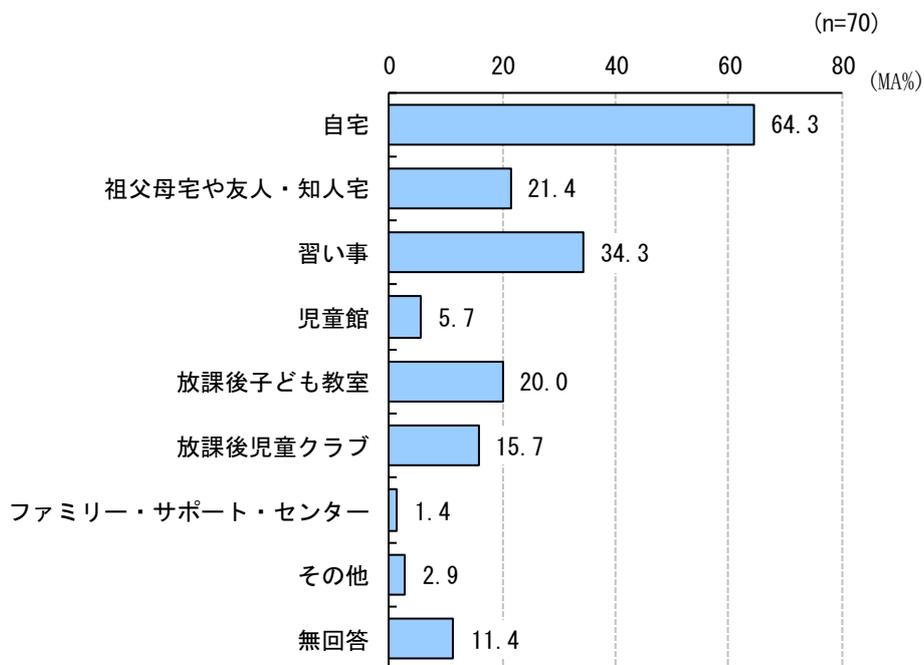
【図 小学校就学後の放課後児童クラブの希望時間帯（小学校1～3年生）】



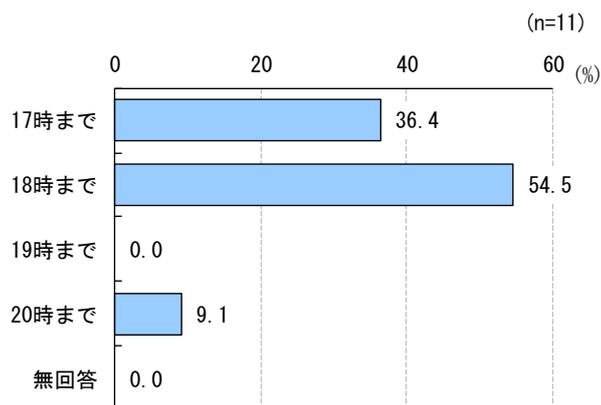
⑧ 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学校4～6年生）

小学校4～6年生の時の放課後の過ごし方は、「自宅」が 64.3%で割合が最も高く、次いで「習い事」が 34.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 21.4%、「放課後子ども教室」が 20.0%となっています。放課後児童クラブの希望時間帯は「18時まで」が 54.5%で割合が最も高くなっています。

【図 小学校就学後の放課後の過ごし方（小学校4～6年生）】



【図 小学校就学後の放課後児童クラブの希望時間帯（小学校4～6年生）】

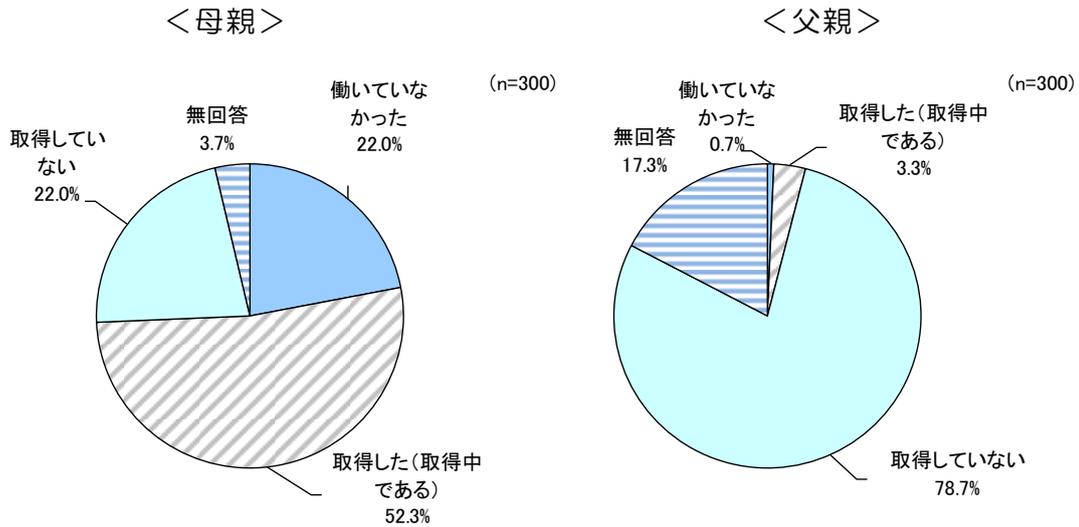


⑨ 育児休業の取得状況

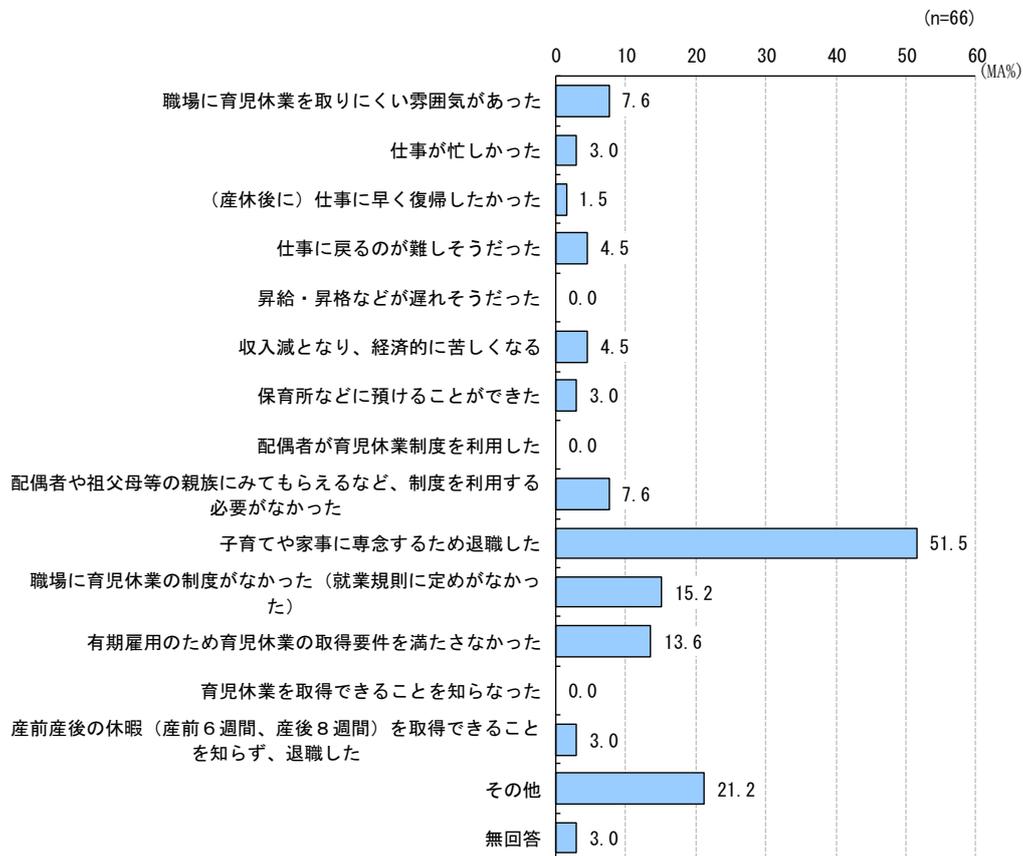
育児休業の取得状況は、母親では「取得した(取得中である)」が 52.3%と割合が最も高く、次いで「働いていなかった」及び「取得していない」が 22.0%となっている。父親では「取得していない」が 78.7%となっています。

母親の育児休業を取得していない理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が 51.5%と割合が最も高くなっています。

【図 育児休業の取得状況】



【図 育児休業を取得していない理由<母親>】

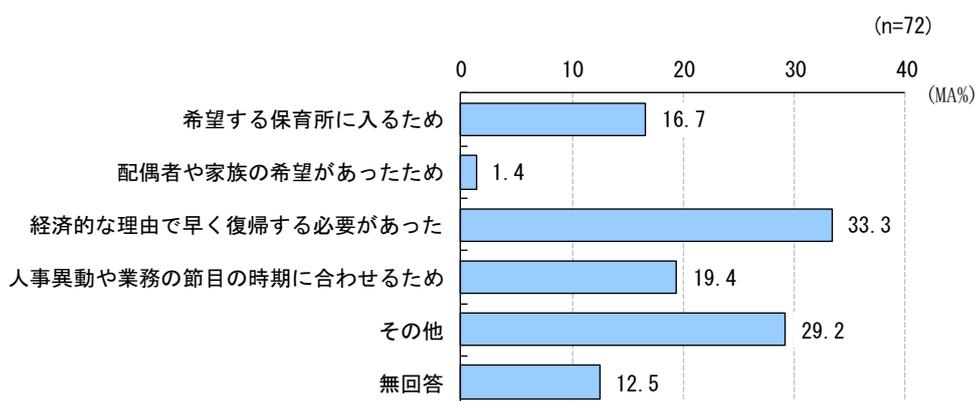


⑩ 希望の時期に職場復帰しなかった理由

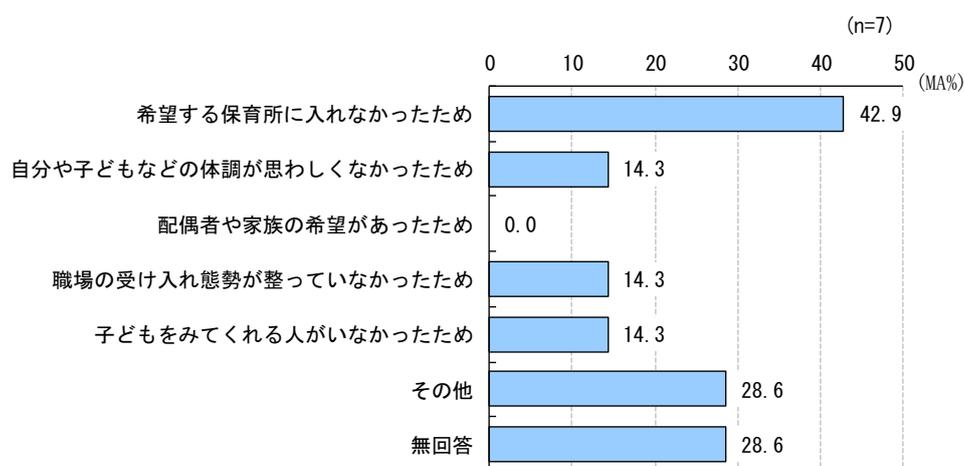
希望の時期に職場復帰しなかった理由として、早く復帰した理由は「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が 33.3%で割合が最も高く、次いで「その他」が 29.2%、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」が 19.4%となっています。

遅く復帰した理由は「希望する保育所に入れなかったため」が 42.9%で割合が最も高く、次いで「その他」が 28.6%となっています。

【図 希望の時期に職場復帰しなかった理由：早く復帰した理由＜母親＞】



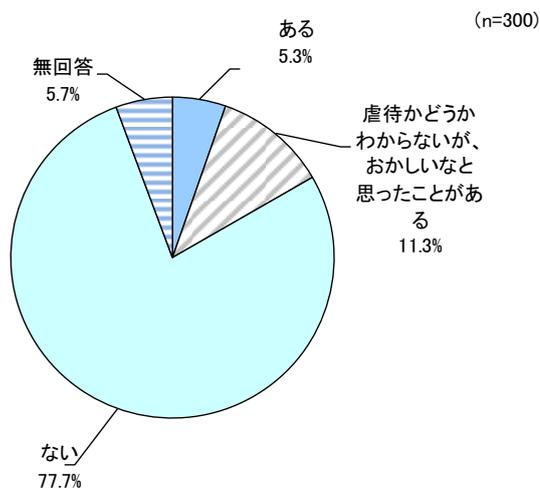
【図 希望の時期に職場復帰しなかった理由：遅く復帰した理由＜母親＞】



⑪ 児童の虐待を見聞きしたことの有無

【図 児童の虐待を見聞きしたことの有無】

児童の虐待を見聞きしたことの有無は、「ない」が77.7%で割合が最も高く、次いで「虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある」が11.3%、「ある」が5.3%となっています。



【表 年齢別、地区別 児童の虐待を見聞きしたことの有無】

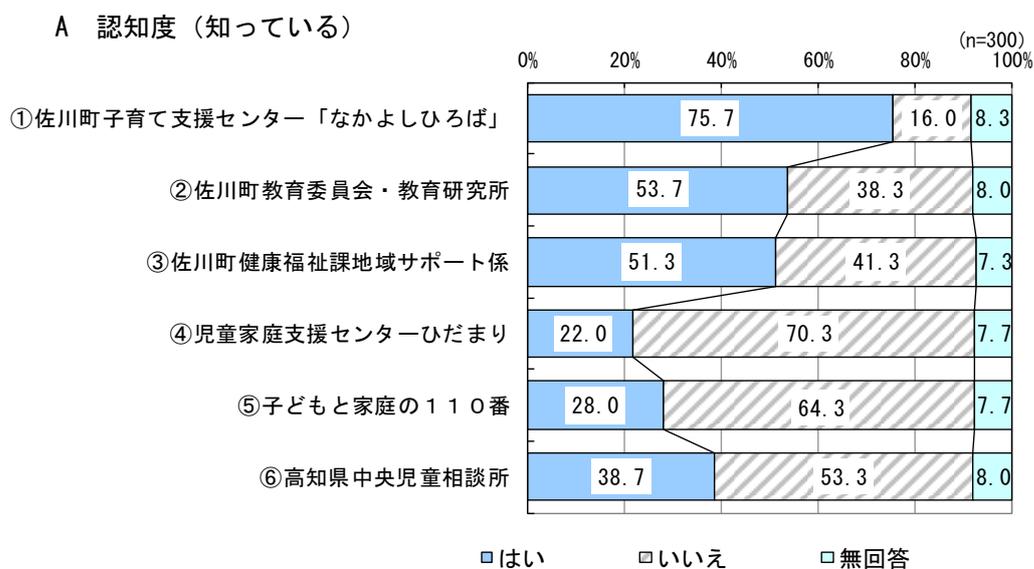
	合計	ある	虐待かどうか分からないが、おかしいなと思ったことがある	ない	無回答
全体	300	16	34	233	17
	100.0	5.3	11.3	77.7	5.7
0歳児	41	4	3	34	0
	100.0	9.8	7.3	82.9	0.0
1歳児	29	1	4	23	1
	100.0	3.4	13.8	79.3	3.4
2歳児	36	1	3	31	1
	100.0	2.8	8.3	86.1	2.8
3歳児	53	3	6	41	3
	100.0	5.7	11.3	77.4	5.7
4歳児	71	3	8	56	4
	100.0	4.2	11.3	78.9	5.6
5歳児	64	4	8	45	7
	100.0	6.3	12.5	70.3	10.9
佐川地区	184	8	23	144	9
	100.0	4.3	12.5	78.3	4.9
斗賀野地区	58	6	8	41	3
	100.0	10.3	13.8	70.7	5.2
尾川地区	12	1	0	11	0
	100.0	8.3	0.0	91.7	0.0
黒岩地区	21	0	2	16	3
	100.0	0.0	9.5	76.2	14.3
加茂地区	21	1	1	19	0
	100.0	4.8	4.8	90.5	0.0

⑫ 子どもに関する相談先の認知度と利用経験

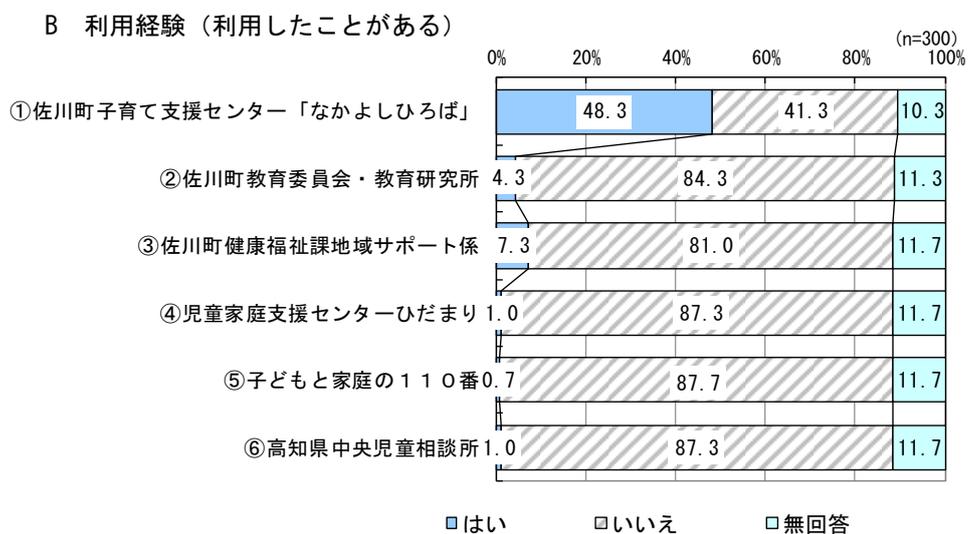
子どもに関する相談先の認知度は、①子育て支援センター「なかよしひろば」で「はい」が75.7%と割合が最も高く、次いで②佐川町教育委員会・教育研究所が53.7%、③佐川町健康福祉課地域サポート係が51.3%となっています。

利用したことがある相談先は、①子育て支援センター「なかよしひろば」が48.3%となっています。

【図 子どもに関する相談先の認知度】



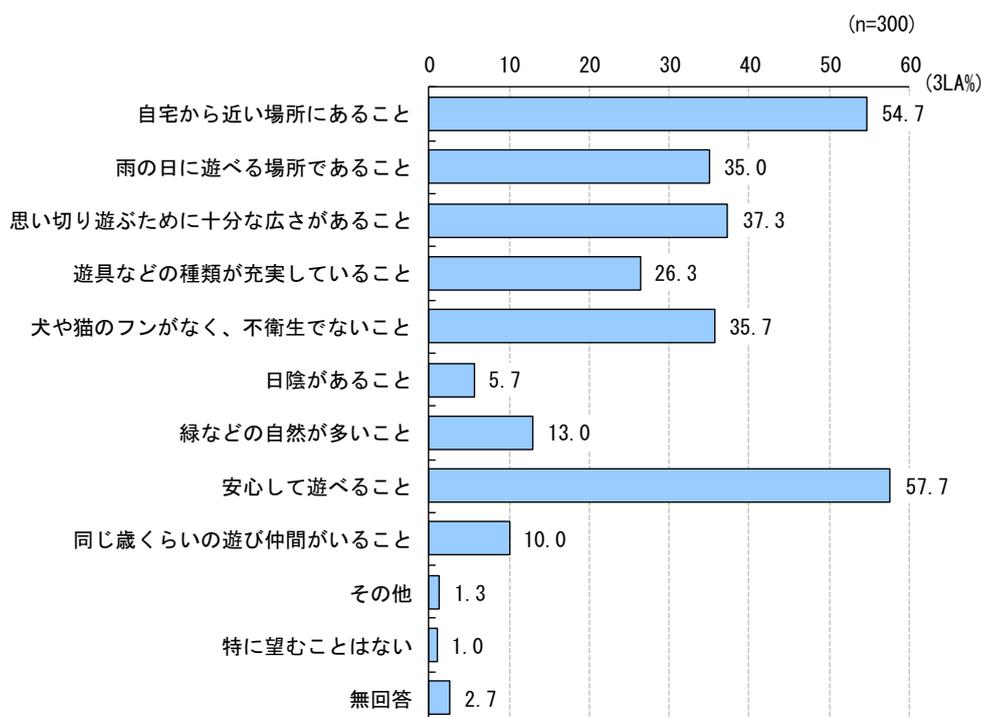
【図 子どもに関する相談先の利用経験】



⑬ 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

子どもの遊び場について望ましいと思うことは、「安心して遊べること」が 57.7%で割合が最も高く、次いで「自宅から近い場所にあること」が 54.7%、「思い切り遊ぶために十分な広さがあること」が 37.3%となっています。

【図 子どもの遊び場について望ましいと思うこと】



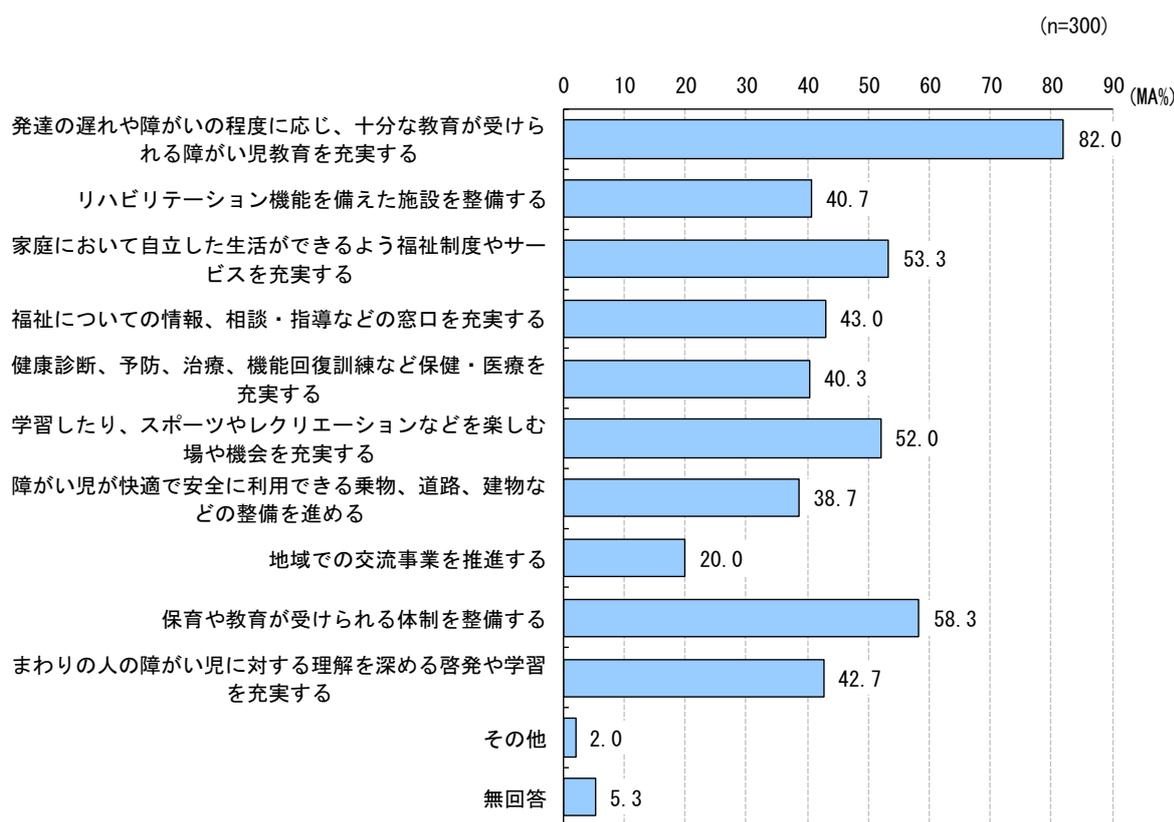
【表 年齢別 子どもの遊び場について望ましいと思うこと】

	合計	自宅から近い場所	雨の日に遊べる場所	思い切り遊ぶための十分な広さがあること	遊具などの種類が充実していること	く、犬や猫の不衛生でないこと	日陰があること	緑などの自然が多いこと	と安心して遊べること	び仲間が同じ歳の遊	その他	いに特に望むことはない	無回答
全体	300	164	105	112	79	107	17	39	173	30	4	3	8
	100.0	54.7	35.0	37.3	26.3	35.7	5.7	13.0	57.7	10.0	1.3	1.0	2.7
0歳児	41	21	12	17	6	16	4	6	27	9	0	0	1
	100.0	51.2	29.3	41.5	14.6	39.0	9.8	14.6	65.9	22.0	0.0	0.0	2.4
1歳児	29	14	9	11	11	14	0	4	20	0	0	1	0
	100.0	48.3	31.0	37.9	37.9	48.3	0.0	13.8	69.0	0.0	0.0	3.4	0.0
2歳児	36	23	18	12	10	13	3	4	16	1	1	0	1
	100.0	63.9	50.0	33.3	27.8	36.1	8.3	11.1	44.4	2.8	2.8	0.0	2.8
3歳児	53	29	17	23	15	21	3	6	30	3	1	0	2
	100.0	54.7	32.1	43.4	28.3	39.6	5.7	11.3	56.6	5.7	1.9	0.0	3.8
4歳児	71	39	26	25	21	22	2	8	39	7	1	1	2
	100.0	54.9	36.6	35.2	29.6	31.0	2.8	11.3	54.9	9.9	1.4	1.4	2.8
5歳児	64	36	21	20	14	19	5	10	38	10	0	1	2
	100.0	56.3	32.8	31.3	21.9	29.7	7.8	15.6	59.4	15.6	0.0	1.6	3.1

⑭ 子どもに障がいがあった場合、力を入れてほしいこと

子どもに障がいがあった場合、力を入れてほしいことは、「発達の遅れや障がいの程度に応じ、十分な教育が受けられる障がい児教育を充実する」が 82.0%で割合が最も高く、次いで「保育や教育が受けられる体制を整備する」が 58.3%、「家庭において自立した生活ができるよう福祉制度やサービスを充実する」が 53.3%となっています。

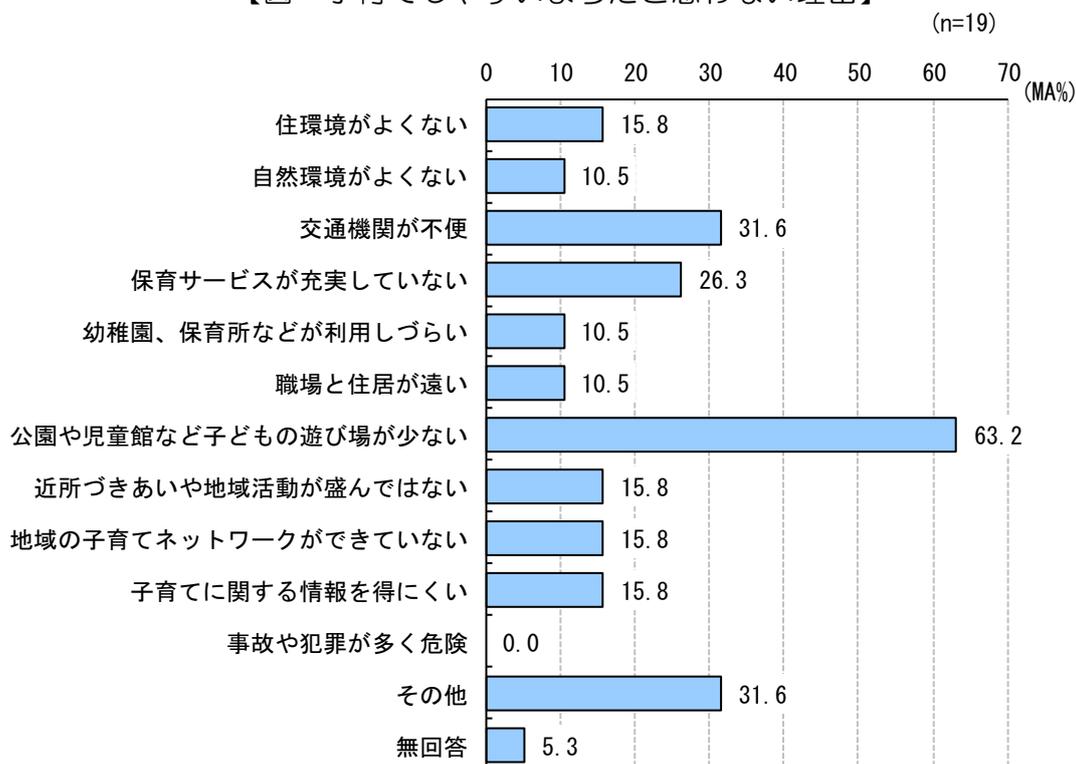
【図 子どもに障がいがあった場合、力を入れてほしいこと】



⑮ 佐川町が子育てしやすいまちだと思わない理由

子育てしやすいまちだと思わない理由は、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が63.2%で割合が最も高く、次いで「交通機関が不便」及び「その他」が31.6%、「保育サービスが充実していない」が26.3%となっています。

【図 子育てしやすいまちだと思わない理由】



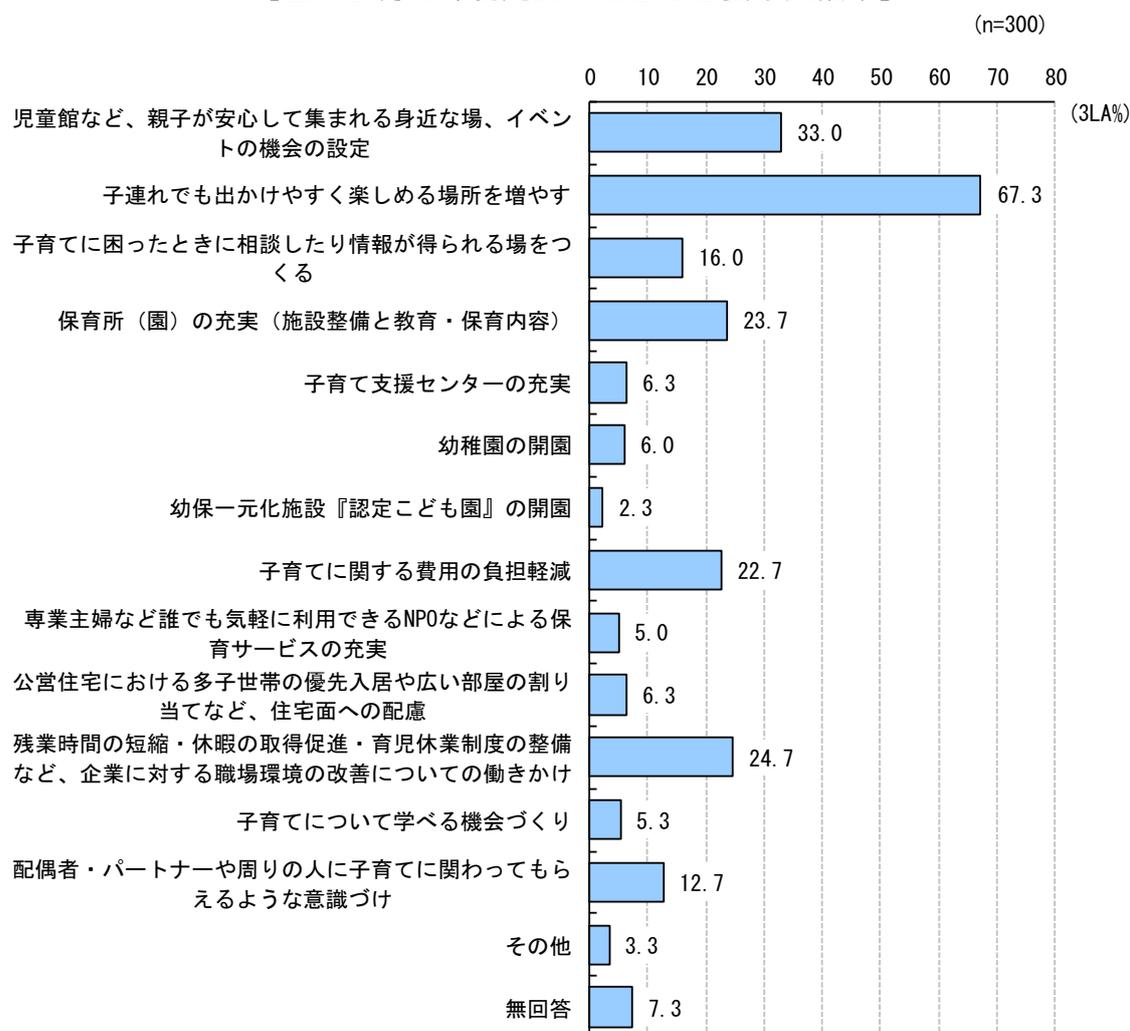
【その他の意見】

- ・教育に対する支援が不十分である（費用）。
- ・図書館の施設が他の市町村に比べて充実していないと思う。（働いている（職員）は親切だし優しく、本のことも教えてくれるので満足している。建物や蔵書について不満）
- ・子どもの預かるサービスはファミサポ等より託児など夜まで（夜間～朝まで）みてもらえる所が欲しい。二人共働きで夜勤もかぶるため今後、子ども達だけで過ごす日も出てくることは目にみえてるので困る。
- ・幼稚園がない。都会ではないのに、保育園（所）に入れる条件が難しい。
- ・利用したい、利用できるサービスがほとんどない。
- ・小児医療施設・病院が少ない。休日等の救急医療がない。
- ・他の地域と違い、良いとは思わない。

⑩ 子育て環境充実のために必要な支援策

子育て環境充実のために必要な支援策は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」が67.3%で割合が最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会の設定」が33.0%、「残業時間の短縮・休暇の取得促進・育児休業制度の整備など、企業に対する職場環境の改善についての働きかけ」が24.7%となっています。

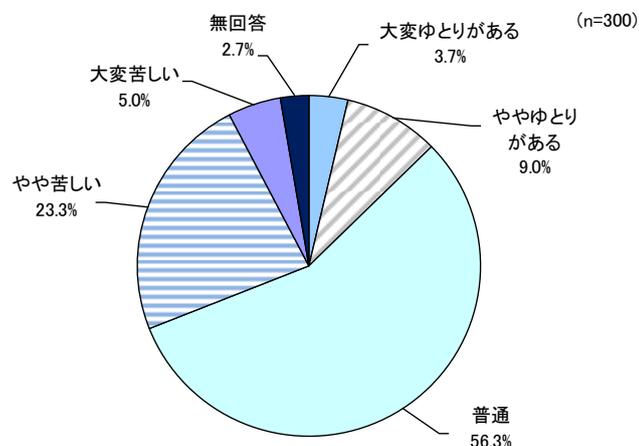
【図 子育て環境充実のために必要な支援策】



⑰ 現在の暮らし向きについて

暮らし向きについては、「普通」が 56.3%で割合が最も高く、次いで「やや苦しい」が 23.3%、「ややゆとりがある」が 9.0%、「大変苦しい」が 5.0%、「大変ゆとりがある」が 3.7%となっています。

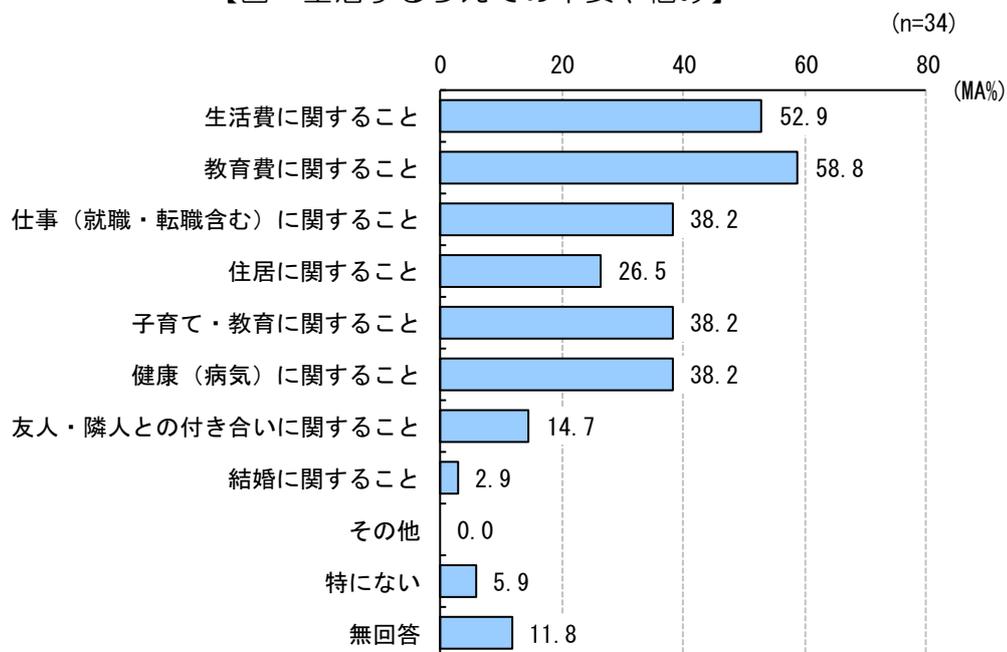
【図 現在の暮らし向きについて】



⑱ 生活するうえでの不安や悩み(ひとり親家庭の保護者)

生活するうえでの不安や悩みは、「教育費に関すること」が 58.8%で割合が最も高く、次いで「生活費に関すること」が 52.9%となっている。なお、「特にない」は 5.9%となっています。

【図 生活するうえでの不安や悩み】



(2)小学生用調査結果

① 放課後児童クラブの利用状況（佐川小学校・加茂小学校区域）

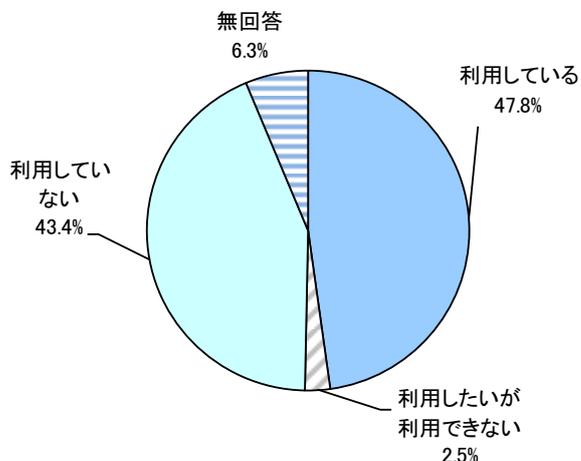
【図 放課後児童クラブの利用状況】

(n=159)

放課後児童クラブの利用状況は、「利用している」が 47.8%で割合が最も高く、次いで「利用していない」が 43.4%、「利用したいが利用できていない」が 2.5%となっています。

子どもの学年別にみると、1年生で「利用している」が 60.9%と他の学年に比べて割合が高くなっています。

母親の就労タイプ別では、フルタイムで「利用している」が 58.9%と割合が高くなっています。



【表 学年別、母親の就労タイプ別 放課後児童クラブの利用状況】

	合計	利用している	利用できないが利用したい	利用していない	無回答
全体	159	76	4	69	10
	100.0	47.8	2.5	43.4	6.3
1年生	46	28	1	12	5
	100.0	60.9	2.2	26.1	10.9
2年生	51	28	1	19	3
	100.0	54.9	2.0	37.3	5.9
3年生	34	18	1	14	1
	100.0	52.9	2.9	41.2	2.9
4年生	28	2	1	24	1
	100.0	7.1	3.6	85.7	3.6
フルタイム（休業中含む）	95	56	1	35	3
	100.0	58.9	1.1	36.8	3.2
パートタイム・アルバイト等（休業中含む）	49	18	1	24	6
	100.0	36.7	2.0	49.0	12.2
就労していない	11	2	2	7	0
	100.0	18.2	18.2	63.6	0.0

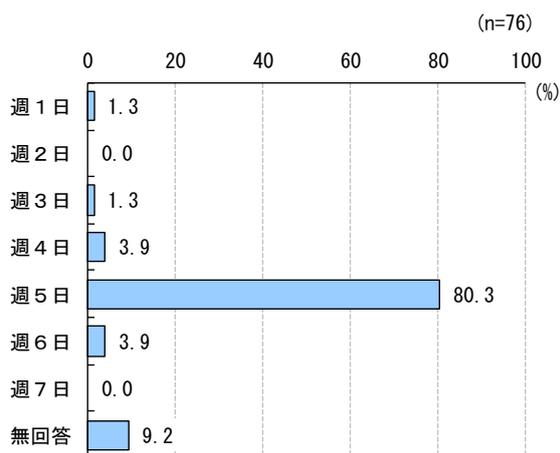
② 放課後児童クラブの利用日数、時間、学年（佐川小学校・加茂小学校区域）

放課後児童クラブの利用日数は、「週5日」が 80.3%で割合が最も高く、次いで「週6日」及び「週3日」が 3.9%となっています。

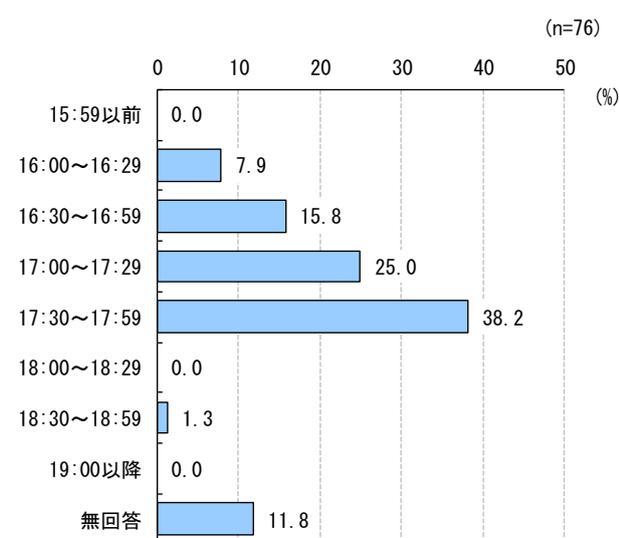
利用時間は、「17:30～17:59」が 38.2%で割合が最も高く、次いで「17:00～17:29」が 25.0%となっています。

利用希望学年は、「6年生まで」が 27.6%で割合が最も高く、次いで「3年生まで」が 26.3%、「4年生まで」が 21.1%となっています。

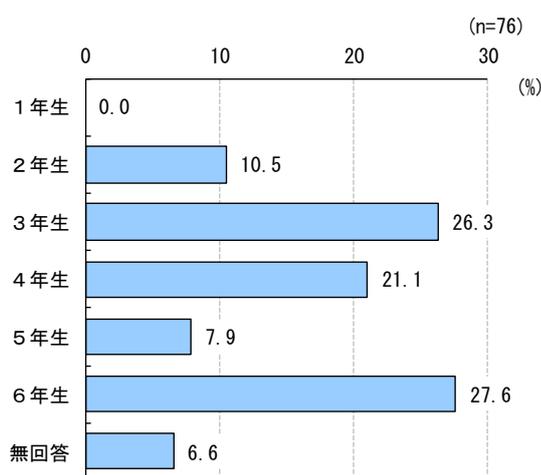
【図 放課後児童クラブの利用日数】



【図 放課後児童クラブの利用時間】



【図 放課後児童クラブの利用希望学年】



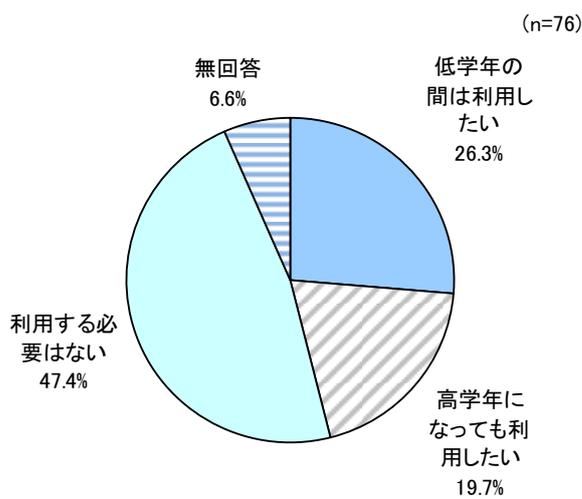
③ 土曜日、日曜日・祝日、長期休暇時等の利用希望（佐川小学校・加茂小学校区域）

放課後児童クラブの利用希望は、土曜日では「低学年の間は利用したい」が 26.3%、「高学年になっても利用したい」が 19.7%となっています。

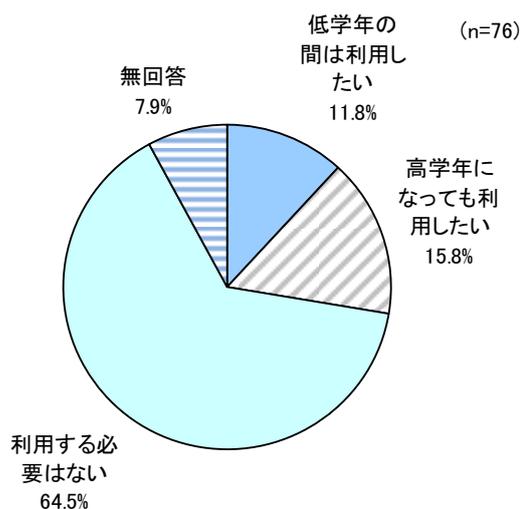
日曜日・祝日では「低学年の間は利用したい」が 11.8%、「高学年になっても利用したい」が 15.8%となっています。

長期休暇時(夏休み・冬休み等)では「低学年の間は利用したい」及び「高学年になっても利用したい」がそれぞれ 48.7%となっています。

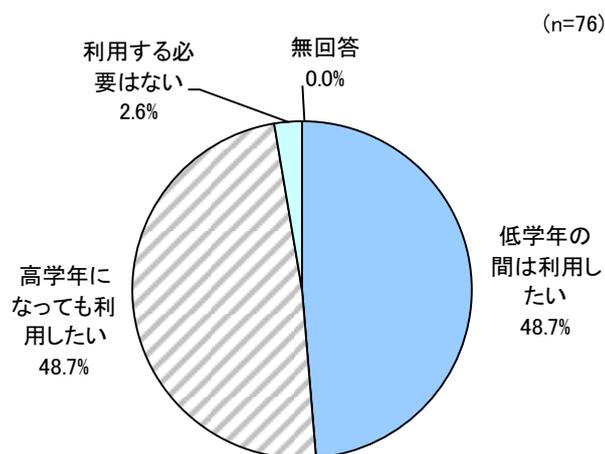
【図 土曜日の利用希望】



【図 日曜日・祝日の利用希望】



【図 長期休暇中の利用希望】



④ 放課後子ども教室の利用希望、日数

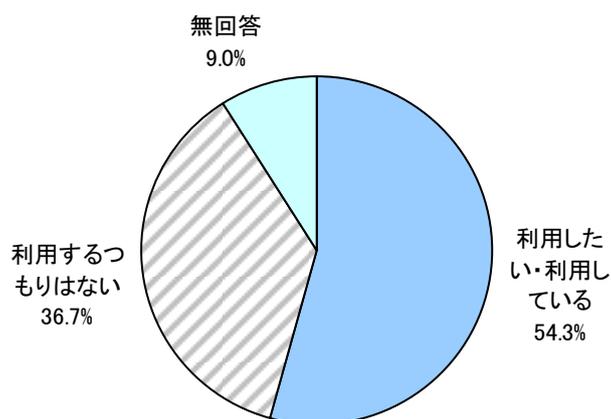
放課後子ども教室の利用希望は、「利用したい・利用している」が 54.3%で、「利用するつもりはない」が 36.7%となっています。

利用希望日数は、「週5日」が 46.8%で割合が最も高く、次いで「週3日」が 10.1%となっています。

子どもの学年別にみると、高学年よりも低学年のほうが「利用したい・利用している」割合が高くなっています。

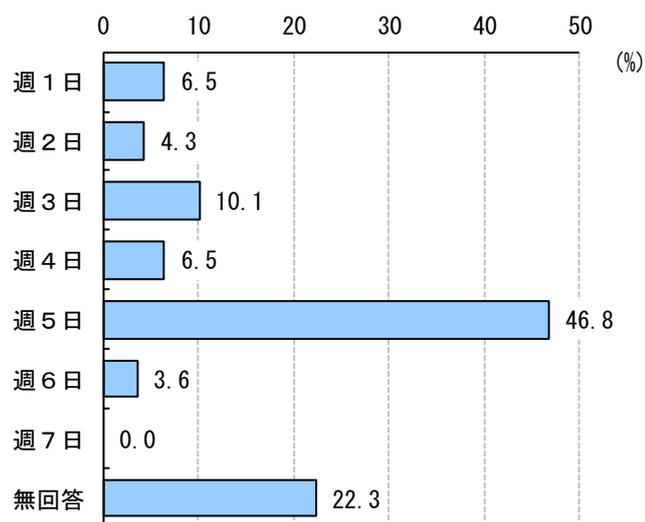
【図 放課後子ども教室の利用希望】

(n=256)



【図 放課後子ども教室の利用希望日数】

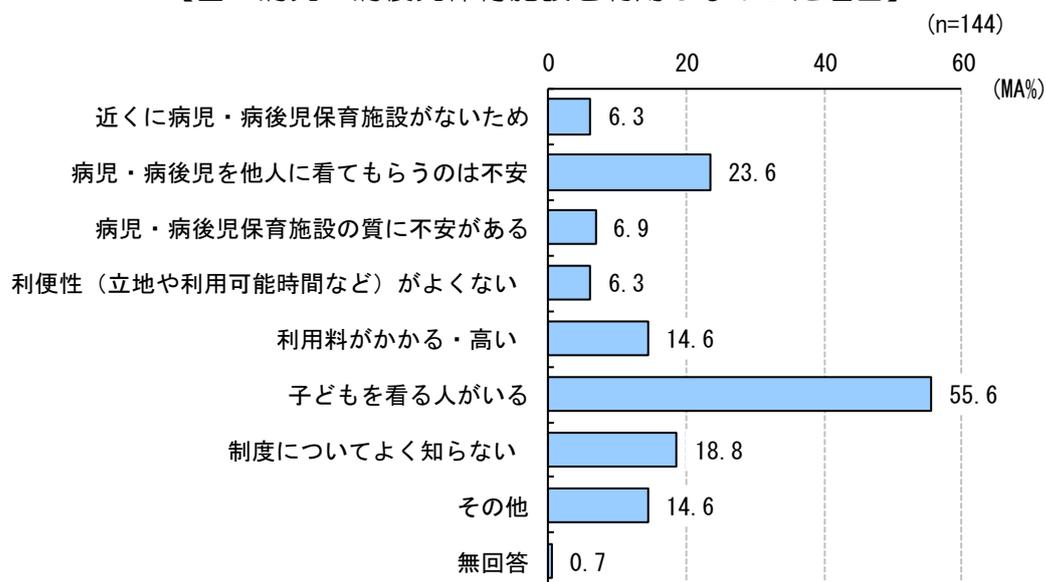
(n=139)



⑤ 病児・病後児保育施設を利用しなかった理由

病児・病後児保育施設を利用しなかった理由は、「子どもを看る人がいる」が 55.6%で割合が最も高く、次いで「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が 23.6%、「制度についてよく知らない」が 18.8%となっています。

【図 病児・病後児保育施設を利用しなかった理由】



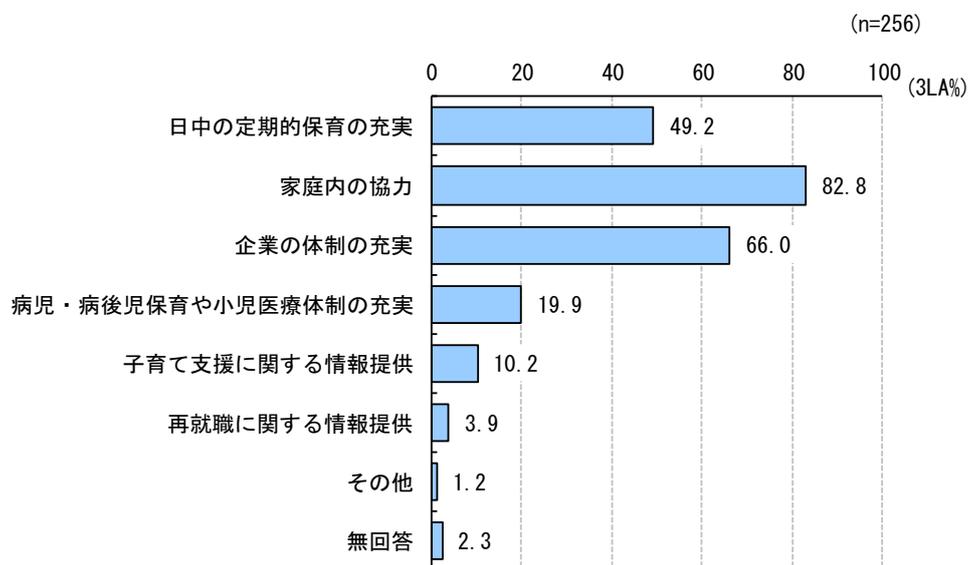
【その他の意見】

- ・具合が悪い時は、他人に任せるより自分で見てあげたい。
- ・よく知らないので、不安しかない。
- ・違った病気をうつしても、うつされても困る。
- ・事前の予約が必要で、具合が悪い時に利用できない。
- ・手続きが面倒に感じる。
- ・診断書やお弁当などの準備が大変だと思った。
- ・利用できる時間帯（開所が遅く、閉所が早い）にとっても利用できる条件ではない。

⑥ 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

子育てをしながら仕事をする上で必要なことは、「家庭内の協力」が 82.8%で割合が最も高く、次いで「企業の体制の充実」が 66.0%、「日中の定期的保育の充実」が 49.2%となっていています。母親の就労タイプ別にみると、フルタイムでは「家庭内の協力」の割合が比較的高くなっています。

【図 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと】



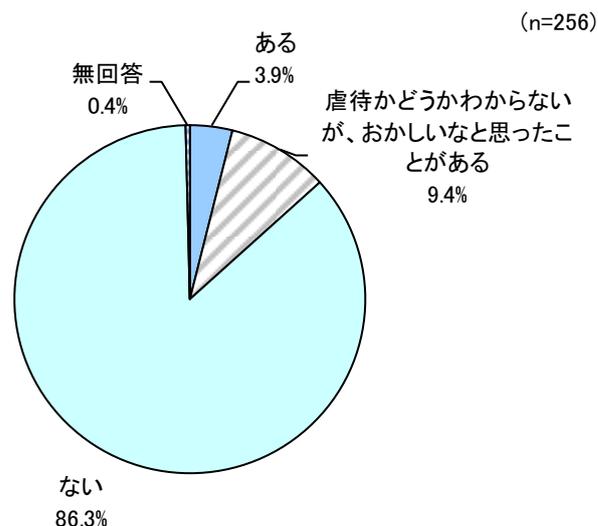
【表 学年別、母親の就労タイプ別 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと】

	合計	日中の定期的保育の充実	家庭内の協力	企業の体制の充実	病児・病後児保育や小児医療体制の充実	子育て支援に関する情報提供	再就職に関する情報提供	その他	無回答
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
全体	256	126	212	169	51	26	10	3	6
	100.0	49.2	82.8	66.0	19.9	10.2	3.9	1.2	2.3
1年生	75	37	64	56	14	7	3	0	1
	100.0	49.3	85.3	74.7	18.7	9.3	4.0	0.0	1.3
2年生	78	41	67	47	19	9	2	2	1
	100.0	52.6	85.9	60.3	24.4	11.5	2.6	2.6	1.3
3年生	61	33	47	37	7	7	5	0	4
	100.0	54.1	77.0	60.7	11.5	11.5	8.2	0.0	6.6
4年生	42	15	34	29	11	3	0	1	0
	100.0	35.7	81.0	69.0	26.2	7.1	0.0	2.4	0.0
フルタイム（休業中含む）	157	78	136	105	33	18	6	3	2
	100.0	49.7	86.6	66.9	21.0	11.5	3.8	1.9	1.3
パートタイム・アルバイト等（休業中含む）	77	39	61	50	14	8	4	0	1
	100.0	50.6	79.2	64.9	18.2	10.4	5.2	0.0	1.3
就労していない	16	8	10	11	4	0	0	0	2
	100.0	50.0	62.5	68.8	25.0	0.0	0.0	0.0	12.5

⑦ 児童の虐待を見聞きしたことの有無

【図 児童の虐待を見聞きしたことの有無】

児童の虐待を見聞きしたことの有無は、「ない」が86.3%、「虐待かどうかかわからないが、おかしいなと思ったことがある」が9.4%、「ある」が3.9%となっています。



【表 学年別、地区別 児童の虐待を見聞きしたことの有無】

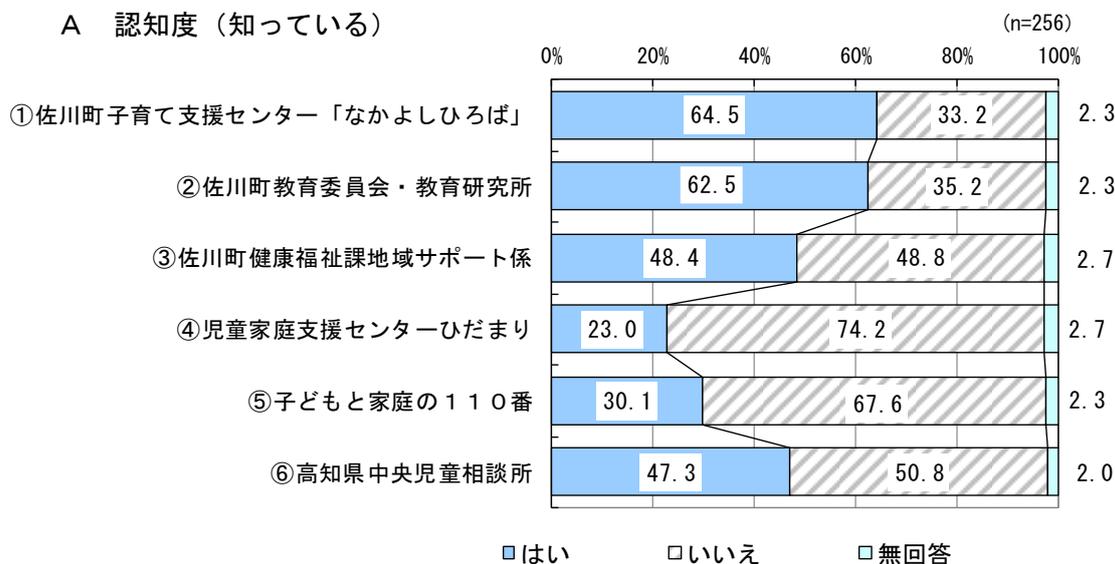
	合計	ある	こが虐待かど うかかわら ないと思 ったこと がある	ない	無 回 答
全体	256	10	24	221	1
	100.0	3.9	9.4	86.3	0.4
1年生	75	4	9	62	0
	100.0	5.3	12.0	82.7	0.0
2年生	78	3	9	66	0
	100.0	3.8	11.5	84.6	0.0
3年生	61	0	3	57	1
	100.0	0.0	4.9	93.4	1.6
4年生	42	3	3	36	0
	100.0	7.1	7.1	85.7	0.0
佐川地区	137	4	12	121	0
	100.0	2.9	8.8	88.3	0.0
斗賀野地区	62	4	10	47	1
	100.0	6.5	16.1	75.8	1.6
尾川地区	12	0	0	12	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
黒岩地区	22	0	0	22	0
	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
加茂地区	22	2	2	18	0
	100.0	9.1	9.1	81.8	0.0

⑧ 子どもに関する相談先の認知度と利用経験

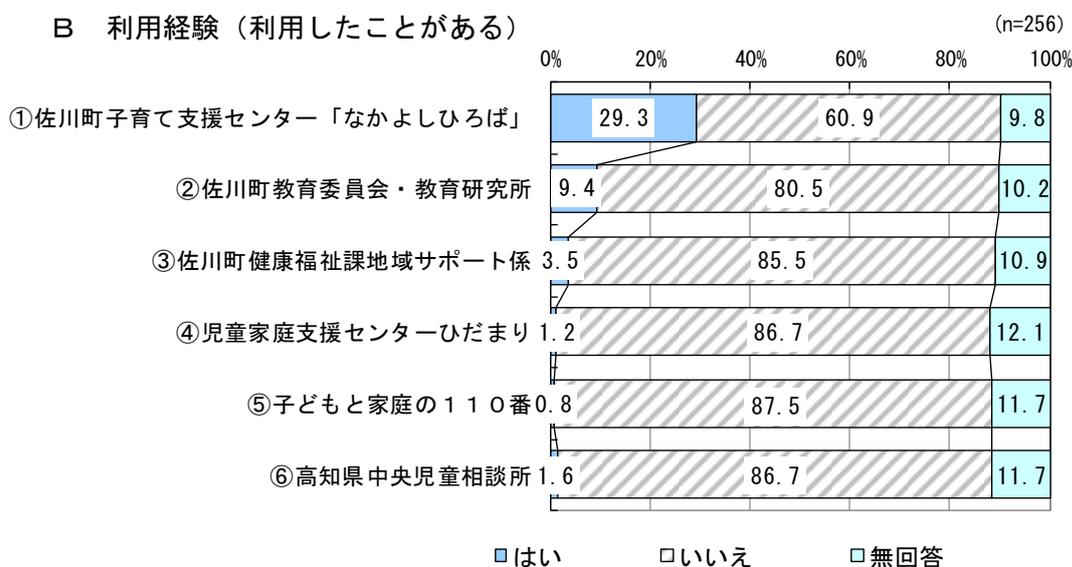
子どもに関する相談先の認知度は、①子育て支援センター「なかよしひろば」で「はい」が64.5%と割合が最も高く、次いで②佐川町教育委員会・教育研究所が62.5%、③佐川町健康福祉課地域サポート係が48.4%となっている。

利用したことがある相談先は、①子育て支援センター「なかよしひろば」が29.3%となっている。

【図 子どもに関する相談先の認知度】



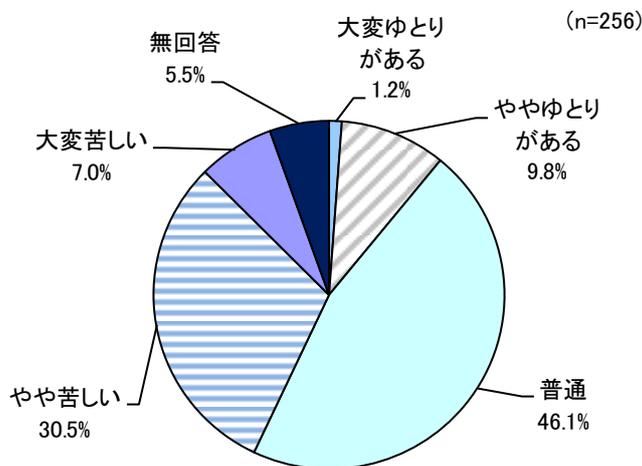
【図 子どもに関する相談先の利用経験】



⑨ 現在の暮らし向きについて

暮らし向きについては、「普通」が 46.1%で割合が最も高く、次いで「やや苦しい」が 30.5%、「ややゆとりがある」が 9.8%、「大変苦しい」が 7.0%、「大変ゆとりがある」が 1.2%となっています。

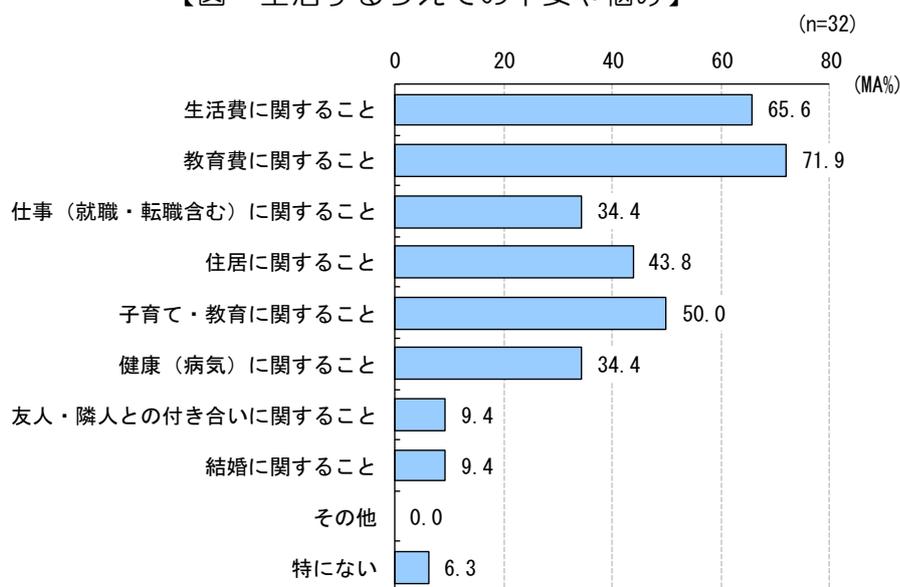
【図 現在の暮らし向きについて】



⑩ 生活するうえでの不安や悩み(ひとり親家庭の保護者)

生活するうえでの不安や悩みは、「教育費に関すること」が 71.9%で割合が最も高く、次いで「生活費に関すること」が 65.6%、「子育て・教育に関すること」が 50.0%となっています。なお、「特にない」は 6.3%となっています。

【図 生活するうえでの不安や悩み】





6 佐川町子ども・子育てに関する課題

子ども・子育て世代を取り巻く現状分析、子ども・子育て支援に関するアンケート調査、「(第1期)佐川町子ども・子育て支援事業計画」における取り組みの評価の分析を行い、佐川町子ども・子育てに関する課題について取りまとめを行いました。

■ 児童数の減少

今後の児童数は減少傾向が見込まれることから、減少を食い止めるための施策が必要となっています。

■ 就学前児童の保育ニーズの高まり

国勢調査の結果、女性の就業率は平成 22 年より上昇しており、アンケート調査結果からも母親の就労状況において、「フルタイムで就労中」の割合が平成 25 年度調査と比較して上昇している状況です。その影響から、利用したい平日の定期的な教育・保育事業で「認可保育所」の割合が平成 25 年度調査と比較して上昇しており、保育ニーズは高まりつつあります。

また、令和元年5月10日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立し、同年10月より、3歳から5歳児の全ての子ども達及び住民税非課税世帯の2歳児までの子ども達の教育・保育施設の利用料が無償化されたことを受け、保育ニーズが高まることが予想されます。

■ 就学児童の放課後の居場所づくり

放課後の過ごし方として、低学年では「放課後子ども教室」が 38.6%、「放課後児童クラブ」が 30.0%となっています。また、町の子育て支援に希望することや、子育てで困っていることの自由意見では公園や図書館など、遊び場の充実といった意見が多くなっていることから、今後も放課後児童の居場所を確保するため、余裕教室の活用等も含め、放課後子ども教室、放課後児童クラブの運営を充実していくことが重要となっています。

■ 支援が必要な子ども・家庭への援助促進と連携強化

すべての子どもが幸せを感じ、成長する中で夢を抱き、豊かな人間性を形成できる環境を築くためには、佐川町子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠・出産・子育て期を通して、地域の関係機関が連携して切れ目ない支援を実施できるよう、必要な情報を共有し、更なる連携強化や支援施策の充実について検討していく必要があります。

特に児童虐待の対策、特別に支援が必要な子どもに対する支援、子どもの貧困対策等の充実を図ることが重要となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の「宝」であり、次代を担っていく希望の光です。すべての子どもが幸せを感じ、成長する中で夢を抱き、豊かな人間性を形成できる環境を築くことはとても重要なことです。地域住民同士の関係の希薄化が進む現代社会において、子どもたちを地域全体で見守り、子どもがあいさつや良いことをしたときには褒めてあげる等、長所をのぼし、困っていたり、良くないことをしたときには、地域の大人たちが手を差し伸べ、相談や注意をし合う温かさのある佐川町をめざし、子どもたちが郷土を愛しながら、心身共に健やかに育つことができるよう、『未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ』を基本理念とし、また、子育てしやすいまち宣言を行い「世界一幸せなまち佐川町」に向け取り組んできました。本計画においても引続きこの基本理念を掲げ、さらに住民の皆様と一緒に取り組んでいきます。

また、今後の社会情勢の変化を注視し、佐川町の特色を含め、必要に応じて適宜基本理念の見直しについても検討していきます。

計画の基本理念

未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ

2 基本目標

基本目標1 ～子ども～

すべての子どもが安心して健やかに育つまちをめざします。

佐川町のすべての子どもが健やかに育つためには、家庭やまわりの大人からしっかり愛情を注がれ、手厚い保護や豊かな生活環境の中で自尊意識(自己肯定感)を育むことが大切です。

乳幼児期の愛着形成、幼児期的人格形成の重要性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな成長を保障するとともに、保育園(所)・小学校の教職員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう「未来にかがやく子ども育成型学校連携事業」に取り組むとともに、さかわ未来学と子ども理解、学級経営の改善、仲間づくりといった本質的手法により、一貫性を追求し小中一貫教育の推進を図ります。

また、少子化と子どもの貧困は社会的に取り組むべき大きな課題となっています。子どもの将来が貧困などその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもが健やかに育つ環境を整え、教育の機会均衡を図るとともに、困難を抱える子どもたちが意欲的に学習に取り組めるよう、人的配置を含め教育環境の整備に努めます。

基本目標2 ～親・家庭～

すべての親が子育てを楽しめるまちをめざします。

核家族化や少子化が進むことによって、子育て家庭が孤立することが懸念されます。

すべての人が佐川町で子育てしてよかったと思えるように、子どもと一緒に出かけやすい楽しめる場所(機会)の充実や、児童虐待や子どもをとりまく貧困への対応など、子どもに関するさまざまな課題に対し、地域の人々や団体等との連携、協働により対応し、子育て環境を改善するとともに国や県との連携による子育てしやすい就労環境づくりに向けた企業への働きかけを行う等、共に楽しく子育てできる環境の整備に努めていきます。

また、男性も家事や育児に参画するよう意識の啓発に努め、安心して子育てができるよう近隣医療機関(産婦人科)との連携や図書館の充実を図り、子育てを通じて大人同士がつながることで、親自身も育つことができ、子育てに楽しさと喜びを感じられるまちをめざします。

さらに、保育ニーズの増加と多様化を踏まえ、保護者の就労状況等にかかわらず、すべての子育て家庭に質の高い保育・教育を総合的に提供し、さまざまなニーズに対応した支援サービスを提供します。

基本目標3 ～地域～

地域全体で子育てを支援するまちをめざします。

地域社会は教育の場です。その中で、子どもは地域とふれあいながら育ちます。また、地域社会も子どもによって活性化します。

かけがえのない佐川町の子どもたちの成長を地域社会全体で見守っていけるよう、行政が基軸となりながら、家庭や地域そして保育園(所)、学校、関係機関等が連携を一層密にし、一体となった子育てに取り組めます。

地域づくりでは、保育園(所)の保護者会活動や小中学校のPTA活動での保護者間の連携がその基礎となります。保育園(所)、小学校、中学校での保護者会活動を支援しながら地域の結びつきを密にしていきます。

また、親の役割を大切にしながら、「みんなでほめる、叱る、育てる」ことができるよう大人の意識改革を図り、子どもと共に親・大人が成長していくことが必要です。子どものいる家庭や地域の方々がつながり、地域全体で子どもたちを温かく包み込み、その育ちを見守っていくことにより、町内の様々な場所が活気に満ち、魅力あるまちを目指します。

3 重点施策

1. 子育て支援サービスの拡充

子どもを持ちたいと願う人から、妊娠・子育て中の人まで、誰もが安心して出産・子育てができ、子育てが楽しいと感じられるよう、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供します。

関連事項	
(1) 児童手当	(4) ウッドスタート事業
(2) 乳幼児医療費助成事業	(5) 保育料の軽減
(3) ブックスタート事業	(6) 各民間団体との連携

2. 総合的な子どもの放課後対策の推進

放課後児童の居場所を確保するため、余裕教室の活用等も含め、放課後子ども教室、放課後児童クラブの運営を検討していきます。

関連事項	
(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量	(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
(3) 放課後子ども教室の実施計画	(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
(5) 学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	(10) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

3. 援助の必要な家庭への支援

困窮家庭の増加、核家族化や地域コミュニティの希薄化など現代社会が変化する中、子育てに関する悩みの相談や助けを求められる相手がいない、地域社会に繋がりを持たず孤立する家庭があるなど、新たな課題も生じていることから、支援の充実を図ります。

関連事項	
(1) ひとり親家庭等の自立支援の推進	(3) 障害のある子どもの対策の充実
(2) 児童虐待防止対策	(4) 子育て中の外国人家庭への支援の充実

4. 子どもの貧困対策の推進

家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため貧困対策の推進を図ります。



4 施策体系図

基本理念	基本目標	施策の方向		
未来を担う世代を、 地域全体で育てあうまち さかわ	目標1【子ども】 すべての子どもが 安心して健やかに 育つまちを めざします	第4章	3 児童の健全育成の取り組み推進 4 母子保健・医療体制 5 子どもの教育環境	
	目標2【親・家庭】 すべての親が子育て を楽しめるまちを めざします	第4章	5 総合的な子どもの放課後対策の推進 6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育 の推進に関する体制の確保 7 保・小・中・高の連携による継続性の ある教育の推進	
	目標3【地域】 地域全体で子育て を支援するまちを めざします。	第4章	1 子育て支援サービスの拡充 2 保育サービスの充実 7 家庭生活と職業生活の両立 9 援助の必要な家庭への支援 11 子どもの貧困対策の推進 3 教育・保育事業の推進 4 地域子ども・子育て支援事業の推進	
			第5章	3 教育・保育事業の推進 4 地域子ども・子育て支援事業の推進
			第4章	6 子育てを支援する生活環境 8 子どもの安全の確保 10 地域と三世代で支える子育て支援

第4章 各施策の評価と今後の方向性

1 子育て支援サービスの拡充

(1) 児童手当

児童手当は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした制度です。

中学校修了前(15歳になった後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父または母などのうち、児童の生計を維持する程度の高い方(所得が多い方など)が受給資格者(請求者)となります。佐川町に住民登録がある方(外国人を含む)は、佐川町から支給します。留学中を除く、海外で居住する児童については支給対象とはなりません。

※児童養護施設等(児童福祉施設・里親)に入所中等の児童については、施設設置者等に支給されます。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
受給者数 (延人数)	711	714	699	692	667
支給額(千円)	177,555	172,295	169,215	166,890	165,300

【今後の方向性】

今後も国の制度に合わせ、継続して実施していきます。

(2) 乳幼児医療費助成事業

乳幼児・児童が健康で健やかに成長するように、町内に住民登録のある15歳になった最初の3月末日までの乳幼児・児童の医療費を助成します。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
件数(人)	1,356	1,304	1,285	1,289	1,228
助成額(円)	35,121	35,928	34,634	32,836	37,080

【今後の方向性】

今後も引き続き、県及び町の事業を実施していきます。

(3)ブックスタート事業

全ての赤ちゃんのまわりで楽しくあたたかいひとときが持たれることを願い、一人ひとりの赤ちゃんに、乳児健診(前期)時に読み聞かせを行い、絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡します。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
絵本の配布人数(人)	81	53	71	63	60

【今後の方向性】

今後も継続して事業を実施していくことができるよう、予算確保に努め、絵本を通じた親子のふれあいの機会を提供します。

(4)ウッドスタート事業

佐川町では、子育てしやすい環境を整える一方で、森林を手入れして自然環境を守る取り組みをはじめています。

この、森林を手入れするときに伐られる木を有効に使い、お子さまの健やかな成長をお手伝いできればと考え、安心・安全で木のぬくもりが感じられる木のおもちゃをプレゼントする「ウッドスタート(誕生祝い品)事業」に平成 30 年度より取り組んでいます。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
プレゼント数	—	—	—	74	70

【今後の方向性】

乳児に木に触れて遊んでもらう事で、豊かな人間性を育み健やかな成長を促すとともに「木育」の活動を知ってもらいきっかけとなるよう推進していきます。

(5) 保育料の軽減

佐川町では、多子世帯を応援し、経済的負担の軽減のため児童(18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者)を3人以上養育している世帯の第3子以降の保育料等を保育園(所)等に在園している間は原則無料とします。(病院等の院内保育所や事業所内保育所、認可外保育施設を利用されているお子さんも該当)

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
対象者(人)	50	53	50	52	51
軽減額 (千円)	5,379	7,113	6,751	6,714	6,489

【今後の方向性】

今後も引き続き、県及び町の事業を実施していきます。

(6) 各民間団体との連携

■ 施策・事業等の評価及び課題

各団体にイベント等での連携・活動支援は行っていますが、団体を繋ぐ横断的な支援は不十分となっています。教育委員会と連携を図り、事業展開を行う必要があります。

■ 今後の方向性

今後も各団体との連携・活動支援を行い、地域の子育て力の向上に努めていきます。



2 保育サービスの充実

(1) 低年齢児保育事業（旧：乳児保育事業）

乳児保育事業(生後 57 日目から入所できます)としては私立5園で実施し、公立も乳児の受け入れを実施しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
受入数(人)	47	26	38	39	27

【施策・事業等の評価及び課題】

保護者の復帰時期に対応できるよう保育士を年度当初から雇用するため補助金を交付していますが、保育士の雇用が困難な時期もあります。

佐川町は乳児の就園率が高いため、産休明けから利用できる乳児保育事業は必要となっていること等を踏まえ、令和元年度から、この事業の対象児を0歳児から0～2歳児に拡大し、低年齢児保育事業と名称変更しました。

【今後の方向性】

継続して財政的な補助を実施し、保護者に安心して就労してもらえるよう支援を実施していくとともに、保育士が確保できるよう、情報提供に努めます。

(2) 障害児保育事業

障害児は一人ひとり必要とされるサポートが異なっており、成長の顕著な乳幼児期の発達支援には特別な配慮が必要であり、乳幼児期の対処の如何により、その後の成長発達を左右します。個別支援が必要な障害児1名につき加配保育士1名を配置し、手厚い保育を行っています。現在、町内7園で実施しており、加配保育士の配置等、障害児の受け入れに対し必要な経費の補助を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
特児対象児(人)	9	11	12	13	9

【施策・事業等の評価及び課題】

加配保育士の配置等障害児の受け入れに対し必要な経費の補助を行っています。

町単である特児該当児・特児非該当の軽度障害児に対する加配保育士の配置補助は、就学に向けて成果が出ています。

一方、保育士不足が全国的に深刻な状況の中で、個別支援が必要な障害児への加配保育士の確保が課題となっています。

そして、医療ケアが必要な子どもの受け入れについて公立保育所で積極的に取り組みます。

【今後の方向性】

今後も障害のある児童が、障害のない児童と一緒に保育を受けられる環境を整え、障害のある児童に対する健全な社会性の成長発達や適正な指導を行っています。

また保護者のニーズに応じて町内全園で受け入れができるよう、今後も私立保育園に対して経費補助を行っています。

(3) 保育所体験特別事業（園庭開放）

未就園児が、保育園生活にスムーズに移行できるよう月1回程度園庭を開放し、園児と一緒にふれあう時間の確保に努めることで、保護者同士の交流や保育士への相談、地域行事への参加など、7園独自の活動を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用延人数(人)	316	264	295	293	270

【今後の方向性】

各保育園(所)が自園事業として実施していますが未就園児へ各園の情報を提供する等、継続していけるよう支援等を行っていきます。



3 児童の健全育成の取り組み推進

(1) 児童館活動事業

児童館では子どもたちが心身ともに健やかに育てられるために、楽しい遊びや年間を通じてさまざまな行事(親子クラフト、キッズダンス&レクリエーション、お正月飾りづくり(型抜き貼り絵)、七夕飾り、アイロンビーズづくり 等)を企画しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
わんぱく広場 (回数)	4	0	2	2	4
わんぱく広場 (人数)	46	0	12	20	50
児童館 (開館日数)	262	143	244	222	239
児童館 (利用者数)	1,075	935	1,313	1,231	1,250

【施策・事業等の評価及び課題】

平成 28 年度は、耐震工事が行われ、児童館の開放ができない期間がありました。

定期的に町内の児童(加茂小、さくらの森学園を含む)へ、お知らせ、行事予定を配布し、「わんぱく広場」を開催しています。

また、放課後及び長期休み中において、異年齢の交流が図れていますが、問題を抱えた子どもたちの居場所としての役割がますます必要になってきているため、子どもとの関わり方、家庭環境、発達状況をきめ細かく見極めるためにも、他機関との連携に努めていく必要があります。

【今後の方向性】

人員及び予算面で単独の活動内容が狭められますが、子ども支援のためにそれぞれ専門性が必要となっていることから、他の関係機関や団体等との連携を図るとともに、運営委員会で問題点等の把握を行い、ニーズに沿った支援が行えるように努めていきます。

また、外国人保護者の社会的孤立を解消するため、外国人保護者のニーズを把握し、日本語の学習機会の提供や親同士のコミュニケーションが図れる場の確保に努めます。

(2)子どもとあゆむ会事業

佐川町地域支援ネットワーク実務者会(あゆむ会)及び個別ケース検討会であがった事例について、補導センターを中心とした、あゆむ会メンバーが対応を継続して実施しています。

【今後の方向性】

家庭に問題を抱える児童生徒にとって、補導センターは問題解決に向けた基地となっていることや、一定のスペースを確保しながらプライバシー保護にも配慮できる立地条件から気軽に相談できる居場所づくりを目指しています。

今後も、要保護児童対策地域協議会(以下「要対協」)の調整機関である健康福祉課や警察・医療・福祉・教育関係各機関との連携をとりながら事業を継続していきます。

(3)地域教育推進事業

3日間、生徒たちが地域の事業所で実際に働くことで、仕事をするものの意義や内容について体験しています。

事後アンケートでは、生徒、保護者、事業所それぞれから概ね良好の評価を得ています。

【実績】中学生職場体験学習事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
実施日数(日)	3	3	3	3	3
事業所数(か所)	40	49	41	44	39
佐川中学校(人)	89	94	74	104	81
尾川中学校(人)	3	7	15	5	6
黒岩中学校(人)	7	8	6		

【今後の方向性】

今後も引き続き、事業所や地域の方々にご協力をお願いし、生徒の希望を反映した職業体験学習を実施していきます。



4 母子保健・医療体制

(1) さかわ・まみいヘルパー訪問事業

平成 29 年度より、母子手帳を発行した妊婦から産後 6 か月（多子の場合は1歳まで）の乳児がいるご家庭にヘルパー（有料）を派遣し、家事又は育児について援助を行うことにより、母親の心身の健康を維持するとともに、子育て負担の軽減を図っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用者数(人)	—	—	1	0	1
申請者数(人)	—	—	3	6	3

【今後の方向性】

町内の事業所に委託し、平日のみの利用で、1時間当たり 500 円で実施していますが、ヘルパー利用の申請は一定数あるものの利用につながったのは1件のみとなっていることから、今後も引き続き、事業の周知を行い継続して実施していきます。

(2) 子育て応援事業（子育てひろば[育児相談]）

かわせみ開所日に、月1回子育て相談日を設け、子育て支援センターの保育士に加えて保健師・歯科衛生士・管理栄養士が参加し支援を行っています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
延参加者数(人)	372	360	334	372	300
実施回数(回)	12	12	12	12	12

【施策・事業等の評価及び課題】

保護者のニーズとして、専門職による育児相談という形態と保護者が育児負担の軽減を図るため母親同士が出会い、交流する機会が必要であると判断し、よりニーズを満たすため新たな形態として、保健師・歯科衛生士・管理栄養士による支援も行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、事業の周知を行い継続して実施していきます。

(3) 佐川町母乳相談料助成事業

佐川町では、母乳育児をしたいお母さんを応援するため、町内の開業助産所で使用できる「母乳相談受給者証」を発行しています。母乳育児に関する相談と乳房マッサージの際に、利用でき、利用料の一部を公費負担としています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用者数(人)	230	195	162	164	130

【施策・事業等の評価及び課題】

平成 26 年度から事業内容を変更し、子どもが2歳になる前日までであれば回数無制限で助成を受けることができる制度に変更しました。

出生数の減少とともに利用者数は減少傾向となっています。

【今後の方向性】

事業の啓発とあわせて、健康的な食生活(栄養摂取)についての普及を行っていきます。

(4) すこやかぶっくの配布

すこやかぶっくは佐川町の育児情報をまとめた冊子です。母子健康手帳配布時や転入の際に配布しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
配布数(冊)	58	68	63	62	60

【施策・事業等の評価及び課題】

すこやかぶっくは、まだまだ育児情報源として活用できている方は少ないと感じています。

窓口での周知の徹底や、活用方法の検討を通じて、町民の方にすこやかぶっくの浸透を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

近年、母子保健事業は新たに開始となった事業も多くあり、すこやかぶっくの内容も一新していく必要があります。

令和元年度中に内容を再検討し、新たに印刷を行い、継続して配布できるよう努めていきます。

(5) 乳幼児健診事業

子どもが1歳になる前日までの間に、県内医療機関で乳児健診を受ける場合に、2回まで公費負担を行っています。

また、3～5ヶ月児・8～10ヶ月児を対象とした乳児健康診査を年7回、1歳6ヶ月～9ヶ月児を対象とした1歳6ヶ月児健康診査、3歳5ヶ月～7ヶ月児を対象とした3歳児健康診査を、それぞれ年5回、健康福祉センターかわせみで実施しています

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
乳児前期 (人数)	78(81)	53(53)	70(71)	62(63)	59(60)
乳児後期 (人数)	93(105)	47(50)	63(61)	73(74)	69(70)
1歳6ヶ月児 (人数)	79(89)	83(84)	62(65)	65(70)	72(75)
3歳児 (人数)	77(80)	95(98)	79(83)	84(88)	80(82)

※()は対象者数

【施策・事業等の評価及び課題】

今後も引き続き、受診率の向上に努めるとともに、健診時の待ち時間の短縮や有効利用等の改善に努め、健診時にいただいた育児に関するアンケート等の活用補法について検討していきます。

【今後の方向性】

疾病や障害の早期発見とあわせて、近年において特に育児支援の場としても重要な役割を担っています。

そこで平成 23 年度から段階的に事業内容を強化し、24 年度からは1歳6ヶ月児健診に心理判定を導入、継続支援のため発達相談事業も開始しました。

現在は、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診の際に臨床発達心理士を招き、監督・指導を受けながら、保育園(所)とも連携して実施しています。

今後も引き続き、疾病や障害の早期発見に努めます。

(6) 予防接種事業

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
ヒブワクチン接種者数 (第 1～4 期計)	335	266	299	277	226
水痘ワクチン接種者数 (第 1～2 期計)	146	137	127	129	130
麻しん風しん混合 ワクチン接種者数 (第 1～2 期計)	176	176	144	159	178

【施策・事業等の評価及び課題】

水痘ワクチンについては、定期接種化から6年目を迎え、定着しています。
定期接種の種類が増えたため、接種忘れにより受けられなかった方がいます。

- 日本脳炎Ⅱ期は9歳の誕生日の翌月に個別通知
- MRⅡ期は年長の4月、DT(2種混合)は小学校6年生4月に個別通知
- BCG、四種混合、B型肝炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、麻しん・風しん(1期)、水痘、日本脳炎については、出生に伴う手続き時に予診票を交付し、スケジュール等については保健師が赤ちゃん訪問時に説明を行っています。その後、乳幼児健診及び就学前健診の機会を利用して啓発を図っています。

【今後の方向性】

定期接種の種類が増えているため、受け忘れが無いよう、勧奨方法について検討していきます。

(7) 家庭訪問、健康相談

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
妊婦訪問(人)	5	3	2	65	40
赤ちゃん訪問(人)	96	65	70	56	50

【施策・事業等の評価及び課題】

核家族化が進み、育児の協力者が夫婦以外にいない家庭が増加しています。
また、親への支援が必要なケースもあり、家庭訪問、乳幼児健診、電話相談等を利用した子育て応援事業への参加や呼びかけが重要となっています。



他機関との連携強化や地域全体の支援体制の整備に努めていくことにより、養育支援訪問事業を実施し、委託機関も徐々に増え、家庭訪問による支援を充実させることが可能になりました。

保健師の業務においても、平成 30 年度より子育て世代包括支援センターを開設し、総合相談窓口や全妊婦に対して妊婦訪問の開始、赤ちゃん訪問においては早期に訪問するなど、実施内容を強化しています。

【今後の方向性】

子育て世代包括支援センターの相談窓口の周知を行いながら、妊娠期から切れ目のない支援ができるよう、家庭訪問や健康相談の充実を図ります。

(8) 食育の推進

① 佐川町食生活改善推進協議会

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
小中学校	9 回	12 回	11 回	12 回	11 回
保育園(所)	4 回	7 回	7 回	5 回	7 回

【施策・事業等の評価及び課題】

年に1回(主に6月)、町内の小中学校及び保育園(所)を訪問し、食育の重要性について啓発を行い、併せて講話や調理実習の依頼を行っています。

毎年、全小中学校で講話及び調理実習を実施してきましたが、保育園(所)では一部実施できていない所がありました。

平成 30 年度には訪問時期を1月、翌年度の事業実施を依頼する方法に変更し、令和元年度には全小中学校、保育園(所)で講話及び調理実習を実施できる見込みとなりました。

今まで各学校や保育園(所)の要望に応じて講話及び調理実習を実施しており、学習内容にかなりのバラつきがあるため、学習内容の見直しが課題となっています。

【今後の方向性】

学習内容について検討を行い、食の大切さについて学校や家庭への啓発活動を推進していきます。

② 学校給食事業

【実績】

単位:(人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
小学校児童数	592	552	565	522	536
中学校生徒数	306	286	229	286	277
合計	898	838	794	808	813

【施策・事業等の評価及び課題】

できるだけ多くの地元食材を使用するよう努めていますが、近年は天候不順や風水害で生育が遅れたり、水害で作物が流されたりするので安定した食材の確保が困難となっています。また、作物の価格高騰から使用食材を変更しなければならないことも多くなっています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、できるだけ多くの地産地消の食材の使用に努め、より安心・安全な学校給食の普及・充実を図ります。

③ 親子料理教室事業

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
参加人数(人)	52	41	77	54	43

【施策・事業等の評価及び課題】

給食のない夏休みに給食センターが主催して実施していますが、参加者数は減少傾向となっていますが、一度参加すると来年も参加したいと言ってくれる親子が多くなっています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、日常生活における食事について、正しい理解を深めながら、健全な食生活を営み、親子でのふれあいを大切にするため、少ない日数でも継続して実施していきます。



④ 各学校での取り組み

【施策・事業等の評価及び課題】

食に関する指導として、給食センター管理栄養士(佐川小学校栄養教諭)が小学校では授業を、中学校では給食時間の訪問を毎年各校、各クラスで実施しています。

給食センターと年2回の給食主任会を開催しています。

学校やPTAの希望があれば給食センターの見学を行っています。

また、給食センターが毎月発行する、季節に応じた食育や生活習慣が記載された給食だよりを、児童生徒の家庭へ届けています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、いろいろな体験学習の取り組みのなかで、食の大切さを学びながら食育を推進していきます。

⑤ 各保育園（所）での取り組み

【施策・事業等の評価及び課題】

公立保育所では、管理栄養士が中心となり、保育所の特性を活かし、各年齢に応じた食育を実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、それぞれの園で創意工夫し、食育に取り組んでいけるよう支援していきます。

⑥ 民間組織等の取り組み

【実績】 各地区の集落活動センターでの定期的な共食の機会

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
子ども食堂(実施回数)	21	31	27
カレーの日・カレーランチ(実施回数)	18	13	14
モーニング(実施回数)	10	10	12
居酒屋(実施回数)	6	12	10

※事業実績は、集落活動センターが4か所に開設した、平成 29 年度からの定期開催のものとする。

【実績】 さかわ夢まちランドでの共食の機会

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
よりあい会(実施回数)	11	11	10



【施策・事業等の評価及び課題】

各機関ともに、食育に関する教室や講座を実施しています。

佐川町健康づくり推進委員会、専門部会にて各機関の実施事業について情報交換、情報共有を行っています。専門部会を年間2回定期開催することで、それぞれの組織や機関が独自に実施してきた健康づくりが、同じ目標に向かって取り組んでいるという共通認識ができてきています。

また、斗賀野、尾川、黒岩、加茂地区のあったかふれあいセンターと集落活動センターが連携しながら、子ども食堂、カレーランチ、居酒屋、モーニング等を定期開催し、子どもから高齢者までの共食の取り組みとして展開されています。

他にも、小学校の代休日に子どもを含めた各種ランチや夏休み BBQ、各地区の特色を活かした取り組みとしてお花見、ビアガーデン、芋煮会、居酒屋などが随時開催され、共食の機会となっています。

さらに、佐川地区では、さかわ夢まちランドにて、よりあい会という共食に関する取り組みが定期開催されています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、各民間組織や地域福祉の拠点等と連携しながら、食育の推進を図っていきます。

⑦ 家庭内での取り組み

【実績】健康増進計画・食育推進計画

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
推進委員会(回)	2	3	1	1	1
専門部会(回)	0	6	2	2	2

【施策・事業等の評価及び課題】

健康増進計画・食育推進計画を推進していくうえで、キーマンとなる町内の健康づくりに関わる組織や団体を専門委員とした健康づくり推進委員会を年 1 回、食育専門部会を年に2～3回開催しています。

各組織や団体の食育をはじめとする健康づくりの取り組みが地域に浸透し、家庭内での取り組みとなるよう行動目標を決め、各組織や団体が活動を行っています。

第二期計画の見直しの際に行ったアンケート調査では、子どもをもつ家庭は子どもがいない家庭よりも、共食やバランスを揃えた食事を摂る傾向にありました。

子どもを通じて食育の推進をすることは、家庭への波及も望めるため、今後も様々な形で子どもや保護者に対し、啓発や仕掛けづくりを行っていく必要があります。

【今後の方向性】

健康増進計画・食育推進計画の推進のため、今後も推進委員会や食育専門部会の開催を通じて、佐川町オリジナルの健康づくりを家庭に広めていきます。



⑧ 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

【施策・事業等の評価及び課題】

食生活改善推進協議会を中心に保育園(所)や小中学校で啓発活動を行っています。

また、乳幼児健診等で保護者へ向け「早寝早起き朝ごはん」と学力との関連を切り口に啓発を行う等、保護者が興味関心のある内容で行動変容を促しています。

しかし、養護教諭や学校現場からは家庭で「早寝早起き朝ごはん」が実際できている家庭は減少傾向にあり、朝ごはんや睡眠の質などに問題があると指摘する声もあります。

【今後の方向性】

今後も引き続き、朝ごはんや睡眠の質の向上に向けた啓発や子ども達に向けた朝ごはんの大切さについての講話などの取り組みについて再検討を行い、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進していきます。

(9) 思春期保健対策の充実

【施策・事業等の評価及び課題】

健康福祉課としては学校現場と連携しての事業実施は現在できていませんが、各学校の取り組みとして、中央西福祉保健所等から資料提供や県助産師会へ講師依頼し実施しています。若年での妊娠・出産の増加に伴い、子宮の疾患等により、早産になるなどの影響もあるため、学校や家庭での正しい性知識を教える必要があります。

【今後の方向性】

「生きる力」をつけ、自分を大切にし、他人を思いやることができるためにも性教育は欠かせないものとなっています。小・中学生に対し、自らも親となる自覚を育て、子育ての意義や命の大切さを学ぶ機会の拡充を図ると同時に、子育ては男女共同の営みであるという認識を育て、地域や学校等の関係機関などと検討する機会を持ち、連携した取り組みを行っていきます。また、必要に応じて、保健師をはじめとする関係者が連携し、現状にあった取り組みを推進します。

(10) 医療体制の整備

【施策・事業等の評価及び課題】

現在、町立病院の小児科医は週1回午前中のみの勤務態勢となっており、今後の目途も立っていない状態です。産婦人科についても、産科は再開しておらず、医師不足は深刻な状況にあります。

【今後の方向性】

町立病院の産科再開は困難なため、近隣医療機関に転院がスムーズにできるよう連携を図ります。また、病児・病後児保育や医療的ケア児の保育園(所)の受け入れに向けての協力要請など、地域住民が安心して出産・育児ができるよう推進します。



5 子どもの教育環境

(1) 次世代の育成

① 人権意識の高揚

■実績

人権意識の高揚のため、町では佐川町人権教育研究協議会主催の研修会の実施や、高岡地区市町村教育委員会連絡協議会の人権教育部会での情報交換、研修への参加等の取り組みを行っており、人権まちづくり意見発表会や人権フェスティバル等により啓発活動を行っています。

■施策・事業等の評価及び課題

子どもが心身ともに健康でのびのびと成長していくためには、学校教育だけでなく、家庭や地域が一体となって、一人ひとりの人権を大切にすることが必要となるため、今後も就学前、学校教育、社会教育等、あらゆる機会を通じて正しい知識と認識の充実に努める必要があります。

■今後の方向性

一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを目指して、あらゆる差別の解消に向けた取り組みの充実に、継続して取り組んでいきます。

② 人権教育研究協議会補助事業

■実績

町から協議会に対し、補助金を交付しています。

協議会は年1回の総会、月1回職場委員会、年2回の研修会(うち1回は地域支援ネットワークとの共催の虐待防止研修会)を実施しています。

■施策・事業等の評価及び課題

研修会への参加は、知識と認識を深めることにつながっており、特に虐待防止研修会で多くの実践例を学ぶことは、高い効果をあげています。

■今後の方向性

今後も協議会について、継続して支援、協力を行っていきます。



③ 小・中学生への働きかけ

【施策・事業等の評価及び課題】

資料の受け入れに止まらず、各校では中央西福祉保健所など関係機関による授業支援を織り交ぜるなど、保健体育や学級での学習活動で積極的に活用しています。

【今後の方向性】

今後もこれらの取り組みを通じて、関係者が連携して現状にあった取り組みを推進していくとともに、より一層の充実を図ります。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

地域とともに「生きる力」を育てる「ふれあい学習」を行い、自らを高め何事にも意欲的に取り組む子どもの育成に努めています。

【施策・事業等の評価及び課題】

町内の集落活動センターの支援や地域高齢者等の支援を得て、さまざまな活動を実施しましたが、社会や子どもたちの変化に十分対応した内容になっていないのではないかとの疑問や活動のマンネリ化の感もあり、確かな生きる力に繋がったという実感は乏しく感じています。

【今後の方向性】

さかわ未来学構想のふるさと力と人間力を育てるカリキュラムの中に、地域とのふれあい学習を位置づけ、ゴールイメージを示した上で、系統的に取り組んでいきます。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域がそれぞれの役割を果たせるような支援体制づくりを推進するとともに、家庭教育力の向上を支援し、地域との交流を図りながら積極的に地域ぐるみで健全育成を図っています。

【施策・事業等の評価及び課題】

支援ネットワークなど支援体制の充実により、教育力の向上を図っています。しかし、家庭・地域の教育力等の変容が進み、発達に課題のある子どもの増加や小中学校での不登校の増加など、子どもたちに現れる課題は深刻化している状態です。

【今後の方向性】

支援体制の更なる見直し、充実を図るとともに、さかわ未来学を骨格として社会教育を体系化する等、根本解決のための施策を構築していきます。



(4) 子どもを取り巻く有害環境を改善する対策の推進

① 青少年補導育成事業

非行防止に関する補導活動、相談活動、情報提供等を実施し非行防止に努めています。

【施策・事業等の評価及び課題】

【取り組み状況】

- ・ 早朝、夜間の防犯パトロール（青色回転灯車、パトカー）、街頭補導活動
- ・ 白いポストでの悪書回収
- ・ 防災行政無線を利用し、子どもの声による下校時の呼びかけ
- ・ 関係機関と連携して補導相談活動
- ・ 若者の就職活動
- ・ 地域支援ネットワークの連携機関としての活動
- ・ 垂れ幕設置および広報活動

等

【今後の方向性】

日頃の防犯活動を計画的に実施し、非行防止に努めるとともに「佐川町の子どもたちは佐川町の地域で守る」のスローガンの下、さらに県民会議が掲げる「大人が変われば子どもも変わる」運動を掲げ、青少年の健全育成活動を着実に推進していきます。

② 青少年育成町民会議

青少年がそれぞれの生活領域において、社会の一員として自立していけるよう、適切な指導・援助を行い、関係機関と連携しながら青少年の健全育成活動に取り組んでいます。

【施策・事業等の評価及び課題】

【取り組み状況】

- ・ 家庭、地域への子育て支援活動各地区 PTA 教育講演会
- ・ 夏休み子ども教室（科学教室、木工教室、ちぎり絵教室等）
- ・ 少年の主張佐川大会、高知県大会への参加
- ・ あいさつ標語募集、チラシ、ポスター配布等あいさつ運動の取り組み
- ・ 海洋教室
- ・ 駅伝競走大会等
- ・ 小学生の下校時に防災無線を利用した「児童見守り」の呼びかけ

【今後の方向性】

今後も引き続き青少年の健全育成活動を継続するとともに、運営委員会での意見も反映し、保育園（所）から高校生までを対象にした、新しい事業も検討していきます。

6 子育てを支援する生活環境

(1) 佐川町新婚生活応援事業

平成 29 年度より、結婚に際して新居となる住宅の購入費や家賃、引越しなどにかかった費用について、事業対象1世帯当たり 30 万円を上限として補助金を交付しています。

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
世帯数(世帯)	—	—	3	2	3
補助額(円)	—	—	619,000	396,000	900,000

【今後の方向性】

今後も引き続き、国の制度に合わせ、地域における少子化対策の強化に資することを目的として実施していきます。

(2) 子育てに適した居住環境の確保

課題の解決に加えて、地域住民との協力・連携を図り、町内施設を有効に活用し、地域に根ざした公園・緑地づくりを目指しています。

【施策・事業等の評価及び課題】

園等の遊具については、毎年度 1 回以上の定期点検を実施し、遊具の状況に応じて修理・撤去等を行ってきました。また、公園等の機能維持・安全に利用出来るよう草刈等も年 1 回を基本に実施してきました。

限られた財源と人材の中で必ずしも十分と言える事業内容ではありませんが、最低限必要な部分については、一定程度達成できたと評価しています。

今後さらに老朽化が進む中、維持管理自体のあり方も含め考えていくことが必要となっています。

【今後の方向性】

課題の解決に加えて、地域住民との協力・連携を図り、町内施設を有効に活用し、地域に根ざした公園・緑地づくりを目指していきます。

(3)安全な道路交通環境の整備

【実績】材料の支給実績

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
公共土木(千円)	1,911	2,500	5,060	3,348	3,000

【施策・事業等の評価及び課題】

地域住民に身近な町道の維持修繕に必要な材料を、町が支給することにより、道路を利用する地域住民が主体となり、地域全体で安全な道路交通環境の整備に取り組んでいます。「地域でできることは地域で」をかけ声に協働の仕組みが定着できていますが、協働の仕組みを今後も安定的に維持発展させていく必要があります。

【今後の方向性】

今後も地域住民と連携しながら、道路交通環境の整備に努めていきます。

(4)子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

道路を明るくして犯罪や事故を防止するとともに、省エネルギー型防犯灯の普及による温室効果ガスの排出削減及び維持管理費の軽減を図るため、町内自治会が実施する防犯灯設置に要する経費に対して補助金を交付しています。

【実績】防犯灯設置補助事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
補助件数(件)	—	20	11	30	20
補助額(千円)	—	555	250	660	565

【施策・事業等の評価及び課題】

現在、佐川町全ての既存防犯灯は LED へ更新済みです。

【今後の方向性】

今後も自治会から設置要望があり次第、対応を行っていきます。

7 家庭生活と職業生活の両立

(1) 男性の働き方の見直し等の普及・啓発の推進

【実績】 男性の育児参加に関する記事の広報掲載

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
広報さかわ 掲載回数(回)	1	1	1	1	1

【施策・事業等の評価及び課題】

平成 30 年度に「第2次佐川町男女共同参画計画」を策定し、役場男性職員の育児取得人数を現在の0人から令和5年度までに1人とする目標を立てています。

民間企業における女性管理職の割合について現在把握できていませんが、佐川町役場の女性管理職の割合は、平成 31 年4月1日現在 33%となっています。この割合は、女性活躍推進法に基づき、毎年把握をしており、ホームページ上で公表もしています。

男性の育児参加については、毎年広報誌で啓発を行っています。

住民意識調査では、「食後の後かたづけ・食器洗い」「日常の家計の管理」では、主に妻が負担をする割合が5～6割台となっていることから、更なる仕事と家庭生活との両立に向けた働きかけや就業環境の向上に向けた啓発と、子育てや介護の支援などの施策を推進する必要があります。

【今後の方向性】

佐川町役場でも男性職員の育児休業取得については、取得者は0人となっていることから、対象職員に制度の周知を行い、令和5年までに取得者1人を目指します。

また、多様な生き方・働き方が選択・実現できるよう、男女にとってのワークライフ・バランスと働き方改革の普及・啓発を推進します。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

【実績】 ワーク・ライフ・バランス、イクメンに関する記事の広報掲載

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
広報さかわ 掲載回数(回)	1	1	1	1	1

【施策・事業等の評価及び課題】

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や考え方に対する市民の関心や理解を高めるため、広報誌「さかわ」にて、ワーク・ライフ・バランス、イクメンに関する記事を年に1度掲載しています。

【今後の方向性】

男性の家事・育児参加などへの男性自身の抵抗感の低減に向け、多様な働き方や休業制度利用を促進するとともに、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント防止等の働きやすい環境づくりについて事業所や地域に働きかけ等を行い、男女ともに育児休暇や介護休暇を取りやすい環境の実現を促進していきます。

8 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【実績】 早朝該当指導及び広報車による啓発活動

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
カーブミラー 支給数(か所)	6	15	13	15	7
児童用黄色帽子 配布数(個)	97	109	98	86	95
子どもの事故 発生件数(件)	1	1	1	1	0

【施策・事業等の評価及び課題】

佐川町では毎月、「県民交通安全の日」に交通安全運動を実施しています。

また、地域住民の協力により、登下校時にあいさつと交通安全指導を行っています。

交通安全啓発用の桃太郎旗の設置、保育園(所)卒園前には小学校入学に備えて黄色い帽子を配布しています。カーブミラーについては、各部落の申請により、現地調査等を経て現物支給を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、現在の取り組みを継続するとともに、各関係機関と連携し、町民全体の交通マナーの向上に努めます。

(2) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

① 「子ども110番の家」

【実績】 子ども110番の家(佐川警察署管内)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
施設数(か所)	148	148	148	148
登録者台数(台)	251	251	218	218

(各年3月末現在)



【施策・事業等の評価及び課題】

毎月、「県民交通安全の日」に交通安全運動として交通指導を実施しています。

また、季節によって行われる交通安全運動では、地元警察署や町民の方と連携を図り、マナーアップキャンペーンや広報車による町内パトロールを行っています。

【今後の方向性】

今後も地元警察署と連携を図り、地域の子どもの安全を確保する取り組みを継続して行います。

② 防災行政無線の活用

【施策・事業等の評価及び課題】

子どもの声による防災行政無線での町内放送を継続的にを行っています。

子どもの声は学期ごとに佐川、黒岩、斗賀野、尾川の各小学校を順番で録音し、放送しています。

【今後の方向性】

子どもの声による防災行政無線での町内放送を継続的にを行い、子どもの下校時の安全確保に努めます。

③ 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

■実績

教育委員会事務局、補導教員及び教育相談員が、同じ建物に居ることから、警察及び学校との連絡に迅速化が可能になり、このことが早期発見早期対応につながっており、引き続き現体制を維持していきます。

■施策・事業等の評価及び課題

迅速な対応は維持しつつも、被害者のプライバシー保護の観点から、面接・面談等の場合の確保や使い勝手など検討を要する部分があります。

■今後の方向性

今後も引き続き、守秘義務の遵守を徹底しつつ教育委員会・健康福祉課等の福祉部局・佐川警察署が連携して対応をしていきます。

9 援助の必要な家庭への支援

(1)ひとり親家庭等の自立支援の推進

① 公営住宅の優先的入居

【実績】佐川町営住宅入居者選考委員会

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
ひとり親家庭の 入居決定数	6 件	4 件	5 件	4 件	0 件 (10/1 現在)

【施策・事業等の評価及び課題】

公営住宅は、母子、多子世帯だけでなく、その他問題を抱える世帯の条件を踏まえ総合的に優先順位を付け、入居を割り当てています。

入居の割り当てについては、佐川町営住宅入居者選考委員会を開催し、決定しています。

平成 30 年度までは、入居募集の時期が不定期であったため、令和元年度より、年3回(5月、9月、1月)の定期募集としています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、ひとり親家庭等の自立支援に向けた取り組みを推進します。

② ひとり親家庭医療費助成事業

【実績】ひとり親家庭医療費助成事業

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
助成件数(人)	333	300	291	296	299
支給額(千円)	8,623	102,116	10,200	10,561	12,000

【施策・事業等の評価及び課題】

ひとり親家庭の父母及び子どもが、安心して医療機関で診療が受けられるように、医療費を助成しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、事業を実施していくとともに、制度についての周知が不十分であることから、町民課との連携を行い、ホームページや広報等による情報発信に努めます。

(2) 児童虐待防止対策

① 地域支援ネットワーク事業

【実績】 要保護児童対策地域協議会

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
年度末管理 ケース数(件)	102	37	33	30	21
年度末管理 世帯数(世帯)	74	19	23	19	13
個別ケース会 開催回数(回)	27	27	32	19	20

【施策・事業等の評価及び課題】

平成 28 年度から健康福祉課へ要対協は移管され、規約も整備されています。

要対協調整機関と地域支援ネットワークは別組織となりますが、従前からの経緯もあり、個々の児童支援に対する部分が、一部曖昧な状態となっており、有効な連携体制が図れていない状況です。

また、児童福祉法に規定されている要対協と、法的な位置づけのない地域支援ネットワークを町として虐待防止に重点を置くなかで、どう整理するのか課題となっています。

「子どもとあゆむ会」で取り上げる児童・家庭についても、コーディネーター以外の構成員は入れ替わっているなか、主訴が引き継がれず論点が不明なものもあり、ケースにおける課題、始期・終期や支援内容が曖昧になっているものもあります。

【今後の方向性】

平成 28 年度児童福祉法改正により、国は全市区町村へ令和4年までに「市区町村子ども家庭総合支援拠点」(以下「拠点」)を設置するとの方針を示しており、佐川町としても拠点(機能)の設置を行い、体制の整備を図っていきます。





(3) 障害のある子どもの対策の充実

① 教育相談

教育現場の学びの環境を充実し、一人ひとりの能力適正に応じた指導により、将来社会的自立ができる子どもの育成に努めています。

【施策・事業等の評価及び課題】

家庭・学校・福祉が連携し、子ども一人ひとりに応じた対応等を共に考え、実践しています。一方で、教育相談利用件数の増加により、実際に相談を受けるまでに時間を要することが課題となっています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、学校・家庭・福祉と連携を図りながら推進していきます。

② 重度心身障害児者医療費助成事業

【実績】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (見込み)
利用者数(人)	17	15	12	13	13

【施策・事業等の評価及び課題】

重度心身障害児(者)が医療機関で診療した自己負担分の医療費を助成しています。適正に事業が実施されています。

【今後の方向性】

今後も継続して実施していきます。

(4) 子育て中の外国人家庭への支援の充実

国際化の進展に伴い、教育・保育施設において海外から帰国した幼児や外国人幼児に加え、両親が国際結婚であるなど、いわゆる「外国につながる幼児」が在園することもあります。

これらの幼児の多くは、異文化における生活経験等を通して、異なる言語や生活習慣、行動様式に親しんでいるため、生活に必要な日本語の習得が困難な幼児もいると思われます。

そのため、一人ひとりの実態を的確に把握し、指導内容や指導方法の工夫を関係機関が連携して行うとともに、幼児が安心して自己を発揮できるよう、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を対象に外国語対応支援、外国の文化・習慣・指導上の配慮等に関する研修の実施、教育・保育施設への翻訳機の貸与等について検討します。

10 地域と三世代で支える子育て支援

(1) 地域における子育て支援ネットワークづくり

① 児童家庭支援センター ひだまり

【施策・事業等の評価及び課題】

佐川町だけでなく、周辺市町村を所管する児童家庭支援センターであり「さくら園」と連携した児童保護、家庭訪問や相談受付など、見守りだけではない児童家庭支援に取り組んでいます。

慢性的な人員不足によってショートステイなどの緊急的な受け入れが困難であったり、関係機関との情報共有が不十分といった課題があるため、臨機応変な対応を可能とする体制整備が求められています。

【今後の方向性】

体制整備等の検討を行い、地域と連携を図り、子育て支援を実施していきます。

② 地域高齢者との世代間交流の推進、空き店舗等の活用による子育て支援の充実

【施策・事業等の評価及び課題】

各学校で開かれた学校づくり推進委員会を開催し、地域へ情報発信を行っています。

また、あったかふれあいセンターや集落活動センターの活動の中で、地域の方との農業体験や伝統行事への積極的参加、町や県指定の無形文化財の継承活動などを通じて世代間交流の推進を行っています。

【今後の方向性】

今後も地域の特性に合わせた交流活動の推進や、行事への積極的な参加等により、きめ細やかな世代間交流を促進します。





1 1 子どもの貧困対策の推進

生活の困窮という経済的な要因のみならず、家庭の教育力や地域社会の見守り機能の低下などを背景に、学力の未定着や虐待、非行、いじめ、不登校といった困難な状況に直面している子どもをなくすため、「子どもの貧困対策に関する大綱」及び「高知家の子どもの貧困対策推進計画」に沿って、以下の5つの支援を柱に各関係機関と連携しながら子どもが健やかに育成される環境整備を推進します。

I 教育の支援 ～学習意欲の向上と学習機会の充実～

未就学児から教育機会の充実と教育の質の向上を図り、就学後も切れ目のない充実した教育提供ができる体制づくりに努めます。

家庭の経済状況に左右されない十分な学習・進学のための機会提供のために、学校及び地域と協働、連携したさまざまな学びの環境づくりと各種制度の周知徹底、進学支援・指導などを推進します。

児童生徒の学習意欲の向上と継続のために、勉強の悩みから友だちや家庭に関する不安や悩みまでを、児童生徒自身が気軽に相談できるように職員の体制を整備し、また児童生徒の不安や悩みの解消を手助けするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校や役場、教育委員会が連携し、学校における福祉の相談窓口の充実を図ります。

II 生活の支援 ～子どもと保護者の心身の健康確保～

生活困窮の有無にかかわらず、全ての子どもとその保護者の心身の健康確保のために、相談支援をはじめ食料支援や居場所支援などを、生活圏域におけるさまざまなシーンで提供できる体制づくりを推進します。

子育てに関する支援の充実と併せて、特に保護者のさまざまな悩みや不安を聞く専門性の高い相談員の配置や相談場所の設置に努め、保護者の精神的な安定と余裕の確保を手助けし、安心して子どもの養育ができる環境づくりを推進します。

III 保護者に対する就労支援 ～保護者の就労環境と機会の充実～

保護者の就労支援に当たっては、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めるとともに、ひとり親のみならず、ふたり親世帯についても、生活が困難な状態にある世帯については、状況に合ったきめ細かな就労支援に努めます。

IV 経済的支援 ～必要な支援を適切に提供する体制づくり～

経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から重要です。金銭面だけでなく、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえ、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めていく必要があります。

家庭の経済的困窮については、把握が難しいこともあることから、関係機関との連携により、支援が必要な世帯の把握に努めます。

V 情報支援 ～確実な情報の集約と適切な情報の発信～

地域や学校等と連携し、少しでも気になる子どもの情報を確実に集約していくなど、生活困窮世帯の子どもやその可能性のある子どもの現状把握に努めます。

また、集約した情報に基づき、支援やサービスの利用を必要とする世帯や子どもに対して、適切な情報を提供するための情報発信体制の強化を図ります。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 将来推計児童数

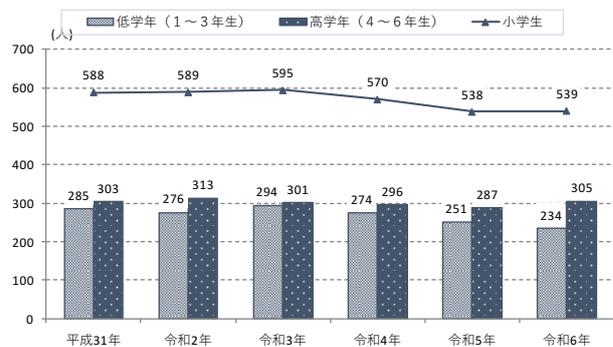
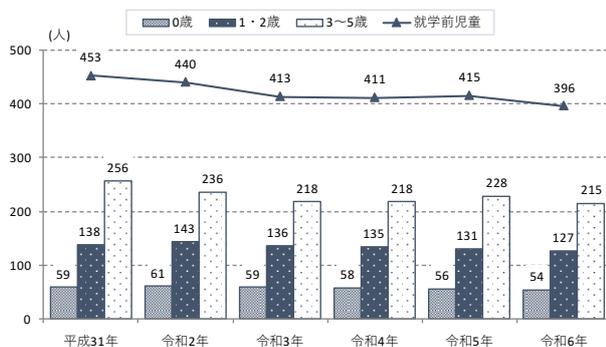
計画期間における0～11歳の子どもの人口は、過去5年(平成27年～31年、各年4月1日現在)の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率法※により推計を行った結果、就学前児童数は平成31年4月1日現在の453人から令和6年には396人と減少傾向が見込まれ、小学校児童数は平成31年4月1日現在の588人から令和6年には539人と減少する見込みとなっています。

※コーホート変化率法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。なお、ここでいう「コーホート」とは、同じ年(または同じ時期)に生まれた人々の集団のことをさします。

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
就学前児童	453	440	413	411	415	396
0歳	59	61	59	58	56	54
1・2歳	138	143	136	135	131	127
3～5歳	256	236	218	218	228	215
小学生	588	589	595	570	538	539
低学年(1～3年生)	285	276	294	274	251	234
6歳	96	90	103	76	68	87
7歳	87	98	92	105	77	69
8歳	102	88	99	93	106	78
高学年(4～6年生)	303	313	301	296	287	305
9歳	105	103	88	100	94	106
10歳	102	107	105	90	102	96
11歳	96	103	108	106	91	103

※平成31年:平成31年4月1日現在



2 教育・保育提供区域

国の基本指針における区域設定の考え方(人口規模)や施設整備の状況等から、本町の教育・保育提供区域については、町全体とする案(1区域)、中学校区の積み上げ案(4区域)が考えられます。

(1) 児童数、教育・保育施設等の設置状況

区域設定(案)		0～5歳児	6～11歳児	保育園 設置数	幼稚園 設置数	地域子育て 支援拠点施設	放課後児 童クラブ 数
1区域	町全域	453	588	7	0	1	1
4区域	佐川中学校区	384	476	4	0	1	1
	尾川中学校区	13	18	1	0	0	0
	黒岩中学校区	26	39	1	0	0	0
	加茂中学校区	30	55	1	0	0	0

※各年4月1日現在

(2) 区域割りの想定されるメリット・デメリット

区域設定 (案)	メリット	課題(デメリット)等
1区域 とした場合	<ul style="list-style-type: none"> ●需給調整の発生する機会が少なく、新規参入がしやすい。(各施策の選択の幅が広がる) ●利用者の選択範囲が広がる。(勤務地等の都合による、居住エリア以外の施設・事業のニーズを吸収できる) ●事業計画における需要量見込みが推計しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にない場合もある。
4区域 とした場合	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者にとって入所可能な施設・事業が自宅近辺にある可能性が高くなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●利用者の選択範囲が狭くなる。(勤務地等の都合による、居住エリア以外の施設・事業は原則利用できなくなる) ●事業計画における需要量見込みが推計しにくい。(困難)

【1区域に設定する要因】

- ①本町の人口が、約 12,000 人～13,000 人規模と予測されること。
- ②中学校区別等に区分けした量の見込み算出(需給計画)が、人口規模的に困難なこと。
- ③今後の少子化の動向によっては、統廃合について検討する必要が発生すること。
- ④今後の少子化の動向によっては、認定こども園への移行など適正配置について検討する必要があること。
- ⑤現在、保育園(所)は通所区域を設定していないこと。
- ⑥④と関係するが、新たな施設整備等について選択肢を幅広く残しておきたいこと。

以上の点などを考慮し、

第2期計画における「教育・保育の提供区域」については、現行の1圏域を継続します。

ただし引き続き、中学校区単位を念頭に置いた教育・保育・子育て支援策の充実、質の向上に努めていきます。



3 教育・保育事業の推進

(1) 教育・保育事業（幼稚園）

本町には現在、幼稚園はありません。

◆「量の確保」に向けた取り組み

今後も町内に幼稚園の整備計画はないため、越知幼稚園との連携により確保に努めます。

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み	6人	5人	5人	5人	5人
1号認定者の利用	6人	5人	5人	5人	5人
2号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容 (佐川町内)	0人	0人	0人	0人	0人
1号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
2号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
③確保の内容 (越知幼稚園)	6人	5人	5人	5人	5人
1号認定者の利用	6人	5人	5人	5人	5人
2号認定者の利用	0人	0人	0人	0人	0人
②+③-①	0人	0人	0人	0人	0人



(2)教育・保育事業（保育所・認定こども園）

公立保育所 2 箇所(黒岩中央保育所、永野保育所)、私立保育所 5 箇所(佐川町若草保育園、花園保育園、斗賀野中央保育園、尾川中央保育園、海津見保育園)で実施しており、平成 30 年度実績は 457 人となっています。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
保育所等利用者	443 人	444 人	454 人	457 人	444 人
3 号(0 歳)	53 人	34 人	42 人	50 人	36 人
3 号(1・2 歳)	132 人	145 人	136 人	118 人	131 人
2 号(3 歳以上)	254 人	257 人	258 人	277 人	264 人
他市町からの受入れ	4 人	8 人	18 人	12 人	13 人

◆「量の確保」に向けた取り組み

保護者の就労状況によって送迎時間の関係から、町外保育所等へ広域入所する児童が今後も増加する可能性があります。

また、育児休暇終了後、希望保育所への途中入所が難しくなっており(配置基準 乳児：保育士 3:1)、希望保育所以外へ入所し、新年度に希望保育所への転園が増えることが予想されるため、児童の数が確定せず、保育士の雇用にも影響を及ぼすことから、今後の課題となっています。

■量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み	411 人	386 人	384 人	389 人	372 人
3 号(0 歳)	40 人	39 人	38 人	37 人	36 人
3 号(1・2 歳)	124 人	118 人	117 人	113 人	110 人
2 号(3 歳以上)	233 人	215 人	215 人	225 人	212 人
他市町からの受入れ	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
②確保方策(利用定員数)	473 人	473 人	473 人	473 人	473 人
②-①	82 人	107 人	109 人	104 人	121 人

◆「質の向上」に向けた取り組み

社会問題にもなっている保育士不足は深刻であり、本町においても顕著となっています。

現在、3歳児の約8割が保育所に入所しており、急激な入所児童の増加は想定されていませんが、認可保育所には利用定員もあり、入所児童の偏りと合わせ、保育士不足による待機児童が発生する可能性もあることから、保育士の確保に努めていきます。

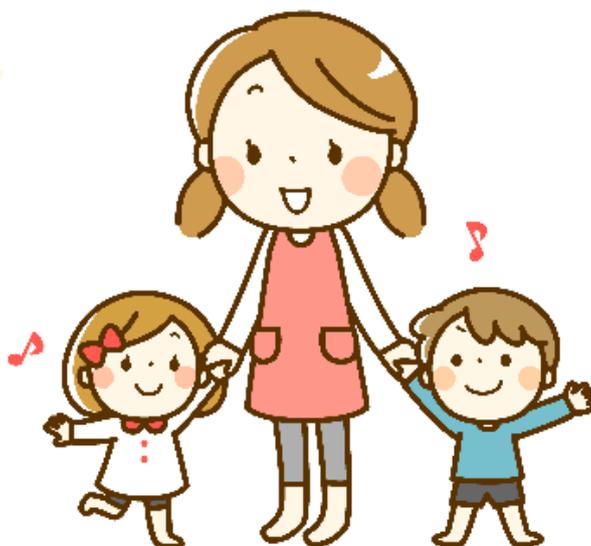
(3) 保育利用率について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、満3歳未満の子どもに待機児童が多いことから、満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの量の見込みの割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。

各年度の量の見込みに対応できる保育サービスの供給が目標となることから、本町における保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども)÷推計人口(0～2歳)」により算出された以下の数値とします。

■ 保育利用率

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
①量の見込み(3号認定)	164人	157人	155人	150人	146人
3号(0歳)	40人	39人	38人	37人	36人
3号(1・2歳)	124人	118人	117人	113人	110人
②推計人口(0～2歳)	204人	195人	193人	187人	181人
保育利用率(①÷②)	80.4%	80.5%	80.3%	80.2%	80.7%



4 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
基本型・特定型	—	—	—	1 か所	1 か所
母子保健型	—	—	—	1 か所	1 か所

◆「量の確保」に向けた取り組み

妊娠期から子育て期まで、切れ目のないきめ細やかな支援を行うために「佐川町子育て世代包括支援センター」を平成 30 年4月1日に設置し、母子保健コーディネーターとして保健師を配置しました。これまで母子手帳発行時から赤ちゃん訪問まで妊婦に会うことが少なかった妊娠期の関わりを強化することに取り組んでおり、全妊婦に個別支援プランを作成し、継続的に状況を把握しながら細やかな支援を実施しています。

また、妊産婦が気軽に立ち寄り相談の出来る場所として、平成 30 年 12 月にかわせみ内に子育て世代包括支援センターの専用スペースを設置し、平成 31 年1月に母子保健コーディネーターによる電話相談を受け付けています。

さらに、平成 31 年4月から「産後ケア事業」を開始し、必要な方には産後早い時期に助産師による訪問を行っています。

令和2年度からは産婦健診事業を実施する予定としており、エジンバラ産後うつ調査票を用いて、産後うつの早期発見に取り組むとともに、子どもが健やかに育つことのできる環境を関係機関と連携しながら保障していきます。

■量の見込み

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆「質の向上」に向けた取り組み

母子保健コーディネーターが中心となり、関係職員が連携し情報共有しています。

また積極的に研修等に参加し、スキルアップすることにより、妊産婦等に個別に対応したよりよい細やかな支援を行っていきます。

(2) 延長保育事業

延長保育事業とは、保育園(所)において、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
実人数	151 人	192 人	150 人	134 人	57 人
延人数	2,224 人	1,596 人	1,297 人	1,558 人	171 人

◆「量の確保」に向けた取り組み

保護者の勤務時間等やむを得ない事情により、保育園(所)が各園で設定する 11 時間の標準保育時間を超えての保育が必要とされる児童に延長保育を行っています。(8時間の短時間認定を受けている児童は8時間の基本保育時間を超えての延長保育となりません。)

平成 27 年度からは公立保育所も短時間認定の子どもに対し、延長保育を行っています

■量の見込み

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み		153 人	143 人	143 人	144 人	137 人
確保方策	実人数	153 人	143 人	143 人	144 人	137 人
	施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

◆「質の向上」に向けた取り組み

保育士の資格がなくても子育て支援員研修を修了した者が延長保育に入ることができるようになったことで、子育て支援員研修を受ける者に対する支援も行っていきます。

延長保育を実施している保育園(所)に対し、国・県の補助金を活用し、今後も同様な支援を継続していきます。

(3)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・放課後子ども教室

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が労働等の理由で昼間家庭にいない児童(小学生)に対して、放課後に小学校の余裕教室や敷地内のプレハブ教室等を活用し適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

放課後子ども教室は文部科学省からの補助を受け、地域住民の力を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
放課後児童健全育成事業	54 人	62 人	77 人	92 人	75 人
1年生	24 人	20 人	28 人	29 人	20 人
2年生	18 人	21 人	19 人	25 人	23 人
3年生	6 人	15 人	20 人	18 人	18 人
4年生	3 人	2 人	7 人	13 人	6 人
5年生	3 人	2 人	1 人	5 人	5 人
6年生	0 人	2 人	2 人	2 人	3 人

◆「量の確保」に向けた取り組み

平成 29 年度よりナウマンクラブ(第1)、ナウマンクラブ(第2)の2か所で実施しています。受け入れ人数についても、面積の要件があり、(第1)50名、(第2)35名、可能人数85名で変更はありません。

量の見込みが実人数を上回る年度については、施設要件や人員の確保の面から変更をすることが難しいと思われませんが、量の見込みの異動を考慮しつつ、今後予定されている施設改修の際に、受け入れ人数についても検討をしていきます。

令和元年度の夏休み期間のみの登録児童数は15名であり、春休みについては、新1年生の受け入れも行いました。

令和元年度の斗賀野、尾川、黒岩の放課後子ども教室の登録児童数は平成30年度とほぼ同じ程度となっております。

子ども教室については、登録された児童については全員の受け入れをしております。利用人数は、1日あたり斗賀野は約40人、尾川・黒岩で10~20人です。

令和元年11月には、「佐川町放課後子どもプラン・学校支援地域本部事業運営委員会」を開催し、事業内容の報告を行いました。

■量の見込み

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		91人	93人	87人	79人	80人
	小学1年生	30人	34人	25人	23人	29人
	小学2年生	25人	23人	26人	19人	17人
	小学3年生	15人	17人	16人	18人	14人
	小学4年生	13人	11人	13人	12人	14人
	小学5年生	6人	6人	5人	5人	5人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	実人数	85人	85人	85人	85人	85人
	施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

◆「質の向上」に向けた取り組み

児童クラブ、放課後子ども教室ともに登録希望者数が増加してきており、放課後を過ごす場所としてこれから期待される役割が大きくなるものと感じています。

配慮が必要な児童についても学校、家庭と連携を図り受け入れを行っています。その一方で、安全面の確保や施設の老朽化等に伴う課題もでてきていることから計画見直しに合わせて地域の実情に応じた方策を検討していきます。

また、要対協の関係機関であることから、調整機関である健康福祉課をはじめとする、各関係機関とも連携を図り、虐待の早期発見防止に努めています。

職員については、クラブ及び教室運営に必要な防犯・災害対策等の研修を随時受講し、その資質向上を図っています。

(4)子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等の理由で家庭において養育が一時的に困難になった児童に対して、児童養護施設等において必要な保護を行う事業です。

■実績

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
子育て短期支援事業	46人日	9人日	2人日	0人日	19人日

◆「量の確保」に向けた取り組み

平成 29 年度に高知市内の委託先を増やし、町内の児童養護施設(1か所)と高知市の乳児院(1か所)児童養護施設(4か所)を受入先として事業を実施しています。

しかし、南国市や高知市の虐待による死亡事故が発生して以降、乳幼児の一時保護や措置入所が増加し、施設と契約はできていても利用は困難な状況となっています。

町内の児童養護施設は短い期間であれば少しずつ受け入れ可能となっていますが、個別支援が必要な子どもの受け入れは難しい状況です。

今後も要保護児童対策地域協議会と連携し、虐待予防の観点からショートステイの利用ができるよう児童養護施設に働きかけを行っていきます。

■量の見込み

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み		9 人日	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日
確保方策	延人数	9 人日	8 人日	8 人日	8 人日	8 人日
	施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

◆「質の向上」に向けた取り組み

保護者が課税世帯である場合は、利用料が発生することから、継続した利用が困難な場合もあり要対協と連携しながら、支援が必要と思われる家庭には、ファミリー・サポート・センター等との組み合わせも考慮しながら検討を行っていきます。

(5) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所(子育て支援センター)を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
延利用者数	3,723 人回	3,736 人回	2,820 人回	3,329 人回	793 人回
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆「量の確保」に向けた取り組み

健康福祉センターかわせみ内すくすくひろばにて「佐川町子育て支援センターなかよしひろば」として開設し6年目となりました。保健師の赤ちゃん訪問等での PR や乳児健診会場と同じ場所での開所ということもあり、一日平均 20 組の親子の利用があり子育て支援センターは町の事業として定着しつつあります。

季節に応じた行事や子育てに関する各種イベント・保健師等の実施する子育て相談も実施しています。現状では他の場所に移すことは難しいですが、将来的には町立保育所での開所も視野に入れながら検討していきます。

■量の見込み

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		3,001人回	2,869人回	2,839人回	2,751人回	2,663人回
確保 方策	地域子育て 支援拠点事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	その他(出張ひろば)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

◆「質の向上」に向けた取り組み

利用者に対する支援として、様子が気になる子どもとその保護者に対しては積極的な声かけを行い、育児相談を受け、必要であれば母子保健担当保健師に繋いでいます。
また、県が主催する研修会にも積極的に参加し、質の向上を図っています。
連携体制として子育て相談日以外に寄せられた栄養や歯に関する相談についても課内の専門職に声掛けをし、その場で保護者からの相談に応じています。

(6)一時預かり事業

保護者の急な用事や短期のパートタイム、病気・出産により家庭での保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業です。

■実績【幼稚園型】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
利用者数	520人日	124人日	21人日	16人日	1人日

■実績【幼稚園型以外】

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
利用者数	388人日	362人日	538人日	318人日	36人日
施設数	3か所	6か所	6か所	5か所	2か所

◆「量の確保」に向けた取り組み

平成27年度から実施施設として、佐川町若草保育園、尾川中央保育園、海津見保育園の3園で実施、平成28年度4月から斗賀野中央保育園と永野保育所、8月から黒岩中央保育所が余裕活用型の一時預かり事業を開始しましたが、現在5園で実施しています。
斗賀野中央保育園は、余裕活用型であり、利用定員に空きが無く、受け入れができない状況となっています。あと1園についてもニーズはあると思われるので、事業が開始できるよう支援を行っていきます。

■ 量の見込み【幼稚園型】

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み	1号認定による 不定期利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	2号認定による 定期利用	16人日	15人日	15人日	16人日	15人日
確保方策	延べ人数	16人日	15人日	15人日	16人日	15人日
	施設数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

※確保方策:越知幼稚園での受け入れ

■ 量の見込み【幼稚園型を除く】

		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量の見込み		398人日	374人日	372人日	376人日	358人日
確保方策	延人数	398人日	374人日	372人日	376人日	358人日
	施設数	5か所	6か所	6か所	6か所	6か所

◆ 「質の向上」に向けた取り組み

希望する保護者が利用できる環境を整備するため、7園中6園が一時預かり事業を開始しています。

一時預かり事業は、保育園(所)等に入所している児童は対象外となっていますが、里帰り出産に伴う利用は可能としています。

実家の祖父母も就労していることが多く、一時預かり事業以外にもファミリー・サポート・センターを紹介するなど、保護者等の育児負担の軽減を図ることができるよう支援の方法について検討していきます。



(7) 病児・病後児保育事業

病気にかかっている子どもや回復期にある子どもを医療機関、保育所等で保育を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
病児・病後児保育事業	-	0 人日	2 人日	1 人日 (登録 65 人)	0 人日

◆「量の確保」に向けた取り組み

平成 29 年度に新たに町内全保育園(所)に通園している全世帯に3つ折りのリーフレットと登録申請書をセットにして配布しました。

平成 30 年度に改修工事時に手つかずとなっていた外壁の塗り替えを実施し、施設の充実を図りました。

平成 31 年度から、利便性を図るため利用時間を 7 時 30 分から 18 時 30 分としました。また、利用の申し込みを利用日の前日の午前中に変更しました。

■量の見込み

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
①量の見込み		3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②確保方策		3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
病児保育事業		3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
病児・病後児対応型	延べ人数	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
	施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
体調不良児対応型	延べ人数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	施設数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
非施設型(訪問型)	延べ人数	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	施設数	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
ファミサポ(病児・緊急対応)		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②-①		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

◆「質の向上」に向けた取り組み

冬場のインフルエンザでは解熱後登園(校)停止期間がありますが、病後児保育施設において1名程度であれば預かるようにしています。また、利用申込は遅くとも前日の午前中までにとお願いはしていますが、やはり前日の夕方に電話がかかることがあり、すぐに断るのではなく、担当が登録スタッフ全員に連絡を行い、協力をお願いしています。

登録スタッフをお願いできない場合、最終的に保育士資格を持つ健康福祉課の職員が業務の調整をし、実施できるよう協力体制をとっています。

スタッフについては、公立保育所に利用申し込みがあった場合にフリー保育士を出してもらえないか依頼するとともに、広報等で募集を継続して行います。

(8)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

「子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)」と「子育てを援助したい人(まかせて会員)」を登録し、お互いの理解と協力のもとで、地域の中で行われる育児援助の有償ボランティア活動をサポートする事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
ファミリー・サポート・センター	55 人	79 人	92 人	101 人	102 人
協力会員	33 人	45 人	47 人	50 人	50 人
依頼会員	25 人	34 人	45 人	51 人	52 人

◆「量の確保」に向けた取り組み

佐川町社会福祉協議会に委託し当事業を実施しています。

まかせて会員(協力会員)の講習会については事業開始時に社協が所管しているセカンドライフ夢追い塾の方や、わくわくクラブの方が協力会員として登録してくれているため、平成 29 年度は講習会参加者が減少しています。

依頼内容によっては協力会員に登録していただいている方すべてにマッチングができるわけではなく、お願いできる方が固定している状況にあるため今後も継続して年1回程度は講習会が実施していけるよう会員の募集は継続していきます。

■量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み	92 人日	90 人日	88 人日	85 人日	83 人日
確保方策	92 人日	90 人日	88 人日	85 人日	83 人日
施設数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

◆「質の向上」に向けた取り組み

提供会員の登録にあたっては、援助活動に必要な様々な知識やスキルを習得するため、2日間の提供会員講習会の受講・修了を必須としています。また、事業を開始して4年目を迎えましたが、ひとり親世帯や障害児を持つ母親からの依頼が継続してある状況です。

また、支援の内容によっては要対協と連携していく必要がある世帯もあり、課内での連携が重要となっていることから、連携体制を強化し支援内容の充実を図ります。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

町内の生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言やその他の援助を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
乳児家庭全戸訪問事業	49 人	51 人	64 人	52 人	47 人
訪問対象者	53 人	54 人	73 人	58 人	50 人

◆「量の確保」に向けた取り組み

保健師による家庭訪問を実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては他事業の利用などに繋げています。

また、長期の入院や町外に里帰りをするケースも増えてきていますが、町内に戻った際に必ず家庭訪問を実施し、全数把握に努めています。

■量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
乳児家庭全戸訪問事業	54 人	52 人	51 人	50 人	48 人

◆「質の向上」に向けた取り組み

訪問を担当する保健師は研修会への参加や課内でのOJT(職員の職業教育)など、スキルの向上に努めています。

医療機関等との情報交換を行うほか、要保護児童対策地域協議会を健康福祉課が所管するようになり、妊婦から乳幼児期をトータル的にみることができるようになったことで、情報の共有、初動体制の確保等児童虐待の未然防止に努めていきます。

さらに子育て世代包括支援センターとの連携により、きめ細やかな支援を行っていきます。

(10) 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不適当と認められる家庭、出産前において出産後の養育支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師や看護師等の訪問による養育に関する相談・指導・助言やヘルパーの派遣による家事・育児援助等を行う事業です。

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
養育支援訪問事業	4人 (3世帯)	3人 (2世帯)	3人 (2世帯)	4人 (3世帯)	8人 (4世帯)

◆「量の確保」に向けた取り組み

養育支援が必要と認められた家庭には、ケースに応じ保健師が訪問したり、ヘルパーが家事を援助したりすることで、児童の健やかな育ちを保証しています。また、訪問看護を入れることで医療ネグレクトや母の体調不良に起因するネグレクトを防止することができます。

要保護児童対策地域協議会の調整機関が健康福祉課となったことで、ケース対応が迅速に図られるようになり、必要な家庭への支援ができつつあります。定例支援会議において支援の終結時期についても話し合い、必要な支援を実施していくよう努めます。

■量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
養育支援訪問事業	3人	3人	3人	3人	3人

◆「質の向上」に向けた取り組み

要保護児童対策地域協議会を所管したことで母子保健、障害福祉、児童福祉を含め支援が必要なケースについてトータル的に支援できるようになっています。

日頃の相談業務、乳幼児健診、保育園(所)での様子等情報の把握に努め、関係機関と情報を共有し、今後の支援のあり方について適宜協議を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めていきます。

(1 1) 妊婦健康診査事業

妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産できるよう妊婦健康診査を実施する事業です。

母子健康手帳発行時には妊婦アンケートを用いて保健師による面談を全数実施しており、妊婦健康診査の勧奨等妊婦の状況に合わせて情報提供及び保健指導を実施しています。

また、県外の医療機関を受診した場合は後日領収書を持参してもらい、利用者の申請によって償還払いを行っています。(里帰り時の乳児健康診査も対応)

■実績

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
対象者数	94 人	91 人	109 人	102 人	69 人
受診者数	625 人回	639 人回	799 人回	650 人回	605 人回

◆「量の確保」に向けた取り組み

平成 30 年度から、母子保健コーディネーターを配置し、妊婦訪問の実施等支援体制の強化を図り、予定日の1～2か月前に訪問し、体調の確認や出産に向けての準備、家族の支援等をお聞きし、必要に応じて助言しています。

■量の見込み

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
妊婦健診(人回)	735	711	699	675	651

◆「質の向上」に向けた取り組み

今後も事業の継続と併せて、妊婦健診受診の勧奨及び早産防止を含めた保健指導の強化に努めるとともに、子育て支援センターとも連携し、妊産婦同士が交流できる機会を増やしていきます。

(1 2)実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に教育・保育施設へ支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行っていく事業です。

国の子ども・子育て支援交付金交付要綱において、対象となっているものは生活保護世帯のみとなっています。

- ・給食費(副食材料費)※1号認定に限る(令和元年10月からは対象外)
- ・教材費・行事費等(給食費以外)

■実績

	平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
対象者数	—	—	5名 (3世帯)	3名 (2世帯)	2名 (2世帯)
1号認定	—	—	該当なし	該当なし	該当なし
2号認定	—	—	4名	3名 (うち1名 利用せず)	2名
3号認定	—	—	1名	0名	該当なし

国、県の補助要綱では保護者に対してと園に対してのどちらかを選択することになっており、佐川町では園に対しての補助金とし、制度化しています。

補助対象は、園で子どもが生活する上で必要な経費で1か月あたり上限2,500円としており、毎月購読する絵本代、体操服代、園帽子代等が対象となります。(保護者会費や保護者会に対して支払うものは除外)

平成31年度は新たな生活保護世帯はでていないが、平成30年度に事業の対象物を購入しなかった1名が利用予定となっています。

■量の見込み

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
対象人数	2人	2人	2人	2人	2人

(1 3)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

本計画期間において、事業量の設定は行わないこととします。

5 総合的な子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

平成 29 年度当初から佐川小学校の余裕教室を借りてナウマンクラブ（第1）、ナウマンクラブ（第2）で実施しています。受け入れ人数は 85 名（第1:50 名、第2:35 名）となっています。

今後については、「第5章－3－(3)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)・放課後子ども教室」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブで引き続き実施するとともに、安全面の確保や施設の老朽化等に伴う課題もでてきていることから地域の実情に応じた方策を検討していきます。

■量の見込み（再掲）

		令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
量の見込み		91 人	93 人	87 人	79 人	80 人
	小学1年生	30 人	34 人	25 人	23 人	29 人
	小学2年生	25 人	23 人	26 人	19 人	17 人
	小学3年生	15 人	17 人	16 人	18 人	14 人
	小学4年生	13 人	11 人	13 人	12 人	14 人
	小学5年生	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人
	小学6年生	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
確保方策	実人数	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人
	施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

現在、佐川小学校で放課後児童クラブ、斗賀野小学校、尾川小学校、黒岩小学校で放課後子ども教室を実施しています。

今後、児童の安全・安心な居場所を確保するため、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施について検討を行っていきます。

■目標事業量

	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所



(3) 放課後子ども教室の実施計画

現在、斗賀野小学校、尾川小学校、黒岩小学校で放課後子ども教室を実施しています。登録希望者数の増加に伴い、更なる充実、確保に努めていきます。

■ 目標事業量

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
放課後子ども教室	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

(4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

基本的には現在の体制で実施する予定となりますが、佐川小学校で放課後子ども教室の実施希望もあることから、施設整備と併せて検討を行っていきます。

(5) 学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

佐川小学校放課後児童クラブは当初よりプール横のプレハブ施設のみで行ってきましたが、平成29年度より受け入れ体制の充実を図るため、小学校の余裕教室をお借りし、ナウマンクラブ(第2)を新設し、従来の施設で行っていた児童クラブをナウマンクラブ(第1)として続けて運営しています。

また、斗賀野小学校、尾川小学校では学校の余裕教室で、黒岩小学校では開いている時間に図書室や体育館をお借りして実施しています。

今後も引き続き、関係機関との連携を図り、地域の実情に応じた方策を検討していきます。

(6) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室をあわせて「放課後子どもプラン」とし、毎年運営委員会を開催し、福祉部局と連携しながら定期的に協議を行っていきます。

(7) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

今後も引き続き、特別な配慮が必要な児童についても学校、家庭と連携を図り、受け入れを行っていきます。



(8) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

アンケート結果から、利用時間は 17:59 までの利用希望が多くなっていることから、従来通り 18 時まで(お迎えの時間については、放課後児童クラブは 17:50・放課後子ども教室は 17:45)とします。

今後も引き続きニーズの把握に努め、必要に応じて開所時間延長に向けた協議、検討を行います。

(9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

集団生活における児童同士の関わりのなかで、主体性を尊重しつつ、自主性や社会性の向上を図るとともに、職員の資質向上のため、県の実施するものも含め研修を受ける機会をつくるよう努めます。

(10) 利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室での様子を日常的に保護者に伝えることを目的に、定期的に「ナウマンクラブだより」、「子ども教室だより」を発行し、家庭との情報共有に努めるとともに、信頼関係を構築し、連携した育成支援に努めています。

また、放課後子どもプランの運営委員会と地域学校協働本部事業の運営委員会を毎年同時に行っており、その場で地域の方に子どもプラン事業の報告を行うことで、学校等との情報交換、情報共有、職員同士の交流等を行い、児童の健全育成を図っています。

今後も引き続き、関係機関と連携し、適切な体制づくりに努めます。

6 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

(1) 幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、幼児教育・保育に関する専門的知識や技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置に努めるとともに、幼稚園教諭、保育士及び両方の資格を有する保育教諭の人材の確保に努めるとともに、その処遇及び配置の改善等を図ります。

また、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、保育教諭と幼稚園教諭、保育士が学校教育・保育の共通理解を図ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

(2) 関係機関との連携

保育所(園)と小学校との連携を推進するため、研修の実施や職員同士で交流する場を設ける等により、情報交換等を行う機会等を提供し関係機関相互の連携の強化を図ります。



7 保・小・中・高の連携による継続性のある教育の推進

(1) 幼児教育と学校教育の連携の推進

子どもたちの発達や学びの連続性を重視し、保育園(所)から小学校へスムーズに移行できるよう、子ども理解や支援の知見を導入した接続期のカリキュラムを整えていきます。

また、保育園(所)と小学校の意見交換や合同研修会、保育・授業参観などを通じて相互理解や子ども理解を深めると共に、子ども同士の行事等の交流を進め、保小の連携・協力を積極的に推進します。

(2) 小中連携と小中一貫教育校の推進

佐川中学校区において平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、「未来にかがやく子ども育成型学校連携事業」に取り組み、情報共有や教員の交流は図られましたが、子ども同士の交流については、まだまだ進んでいない状態です。

尾川小中学校区では小中一貫教育に取り組み、学力の向上、学校生活に適応しにくい子どもの減少等、一定の成果は出ていますが、児童生徒数の減少に歯止めがかからない状態となっています。

今後は、佐川中学校区と尾川小中学校で、さかわ未来学と子ども理解、学級経営の改善、仲間づくりといった本質的手法により、一貫性を追求し小中一貫教育の実を挙げるように支援していきます。

(3) 中高連携教育の推進

義務教育と高等学校教育の円滑な接続を図るため、教員同士の交流として、合同研修会や公開授業を通じて教科指導力の向上と相互理解を深めるとともに、生徒同士の交流として、部活動の合同練習・練習試合の実施や交流行事の開催など、連携教育の充実に努めてきましたが、生徒会の交流以外の取り組みは進んでいない状況です。

今後は、合同の発表会「さかわ未来学」に取り組む中で、佐川高校との連携・協働を推進していきます。

(4) 活力と魅力ある佐川高等学校づくりの推進

少子高齢化の進行に伴い生徒数が減少する佐川高等学校が、今後とも地域の学校として発展していくためには、生徒を確保することが喫緊の課題であり、そのため、日高村から仁淀川町に至る国道 33 号沿線の 5 教育委員会が連携した、広域連携型中高一貫教育校構想の実現に向けた取り組みを推進してきましたが、広域連携型中高一貫教育校構想については、近年、議論になっていない状況です。

今後は、各種補助事業を継続しながら、さかわ未来学の取り組みと併せて、佐川高校の振興を後押ししていきます。

(5) 福祉と教育の一貫性のある子育ての推進

乳児期から学齢期にまで及ぶ子育てについて、福祉行政と教育行政が相乗的に融合して一貫性のある子育てがしやすくなる取り組み、また、健全な子どもに育つように支援する取り組みが必要です。取り組みの一つとして、公共施設において、気軽に子育て相談ができる場の開設に向け、福祉と教育が連携し取り組んでいきます。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、高知県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において申請に必要な証明書等の交付を依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、高知県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、高知県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていくとともに、町が教育・保育施設に対して実施しなければならない確認監査について、保育担当職員が研修を受け、スキルアップを図り、適正な監査ができるよう資質の向上に努めます。





第6章 計画の推進

1 計画の周知

社会全体で子育て支援に取り組んでいくという本計画の理解と協力を、保護者をはじめ広く地域住民の方々から得るため、町ホームページや「広報さかわ」に本計画を掲載するとともに、概要版を作成し全戸配布を行い、取り組みや事業内容の周知に努めていきます。

また、子ども自身の主体的な参画を得るためにも、保育園(所)、学校等の関係機関と連携して計画の周知に努めていきます。

2 関係機関との連携・協働

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、地域組織等との関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

3 計画の進行管理

この計画(Plan)が実効のあるものにするためには、計画に基づく取り組み(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Action)を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画策定の審議にあたった「佐川町子ども・子育て会議」が今後も毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、必要に応じて専門家による支援及び意見を取り入れつつ、適時取り組みの見直しを行っていきます。



資料編

1 佐川町子ども・子育て会議設置条例

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。第3条において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として、佐川町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置するとともに、同条第3項の規定により会議の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、15人以内の委員で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども(法6条第1項に規定する子どもをいう。)の保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。)に関し学職経験を有する者
- (3) その他町長が適当であると認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。



(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱された委員の任期については、第4条の規定に関わらず、平成 27 年3月31日までとする。

2 佐川町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	役職等	備考(任期)
1	田 村 裕 子	佐川町教育委員	
2	井 上 和 江	佐川町主任児童委員	
3	北 原 智 子	佐川町子どもの未来を語る会 代表	
4	鍵 山 普 佐 恵	佐川町保育協議会園長会 花園保育園長	
5	藤 田 早 苗	佐川町保育協議会園長会 海津見保育園長	
6	濱 田 陽 治	教育研究所代表	令和元年6月19日 ～10月11日
7	藤 本 義 将	佐川町保育所保護者会連絡協議会代表	
8	横 畠 康 人	佐川町 PTA 連合会代表	
9	西 本 文 雄	斗賀野小学校校長	令和元年10月12日～

任期:令和元年6月19日～令和3年3月31日





作：佐川町立黒岩中央保育所「さくらぐみ」一同



まじめに、おもしろく。

チームさかわ

高知県佐川町

第2期

佐川町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行・編集 佐川町健康福祉課（電話：0889-22-7705）

〒789-1202

高知県高岡郡佐川町乙 2310 番地